

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する書類
(吸收合併存続会社の事後開示書類)

東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号

セイコーエプソン株式会社

2026年2月1日

吸收合併存続会社の事後開示書類

東京都新宿区新宿四丁目1番6号
セイコーエプソン株式会社
代表取締役 吉田 潤吉

セイコーエプソン株式会社（以下「当社」又は「吸收合併存続会社」といいます。）は、2025年11月5日に、東京都新宿区新宿四丁目1番6号所在のオリエント時計株式会社（以下「吸收合併消滅会社」といいます。）との間で吸收合併契約（以下「本吸收合併契約」といいます。）を締結し、2026年2月1日を効力発生日として、本吸收合併契約に基づき吸收合併（以下「本吸收合併」といいます。）を行いました。

本吸收合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

事後開示事項

1. 吸收合併が効力を生じた日（会社法第801条第1項、会社法施行規則第200条第1号）

2026年2月1日

2. 吸收合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法第801条第1項、会社法施行規則第200条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

吸收合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

（2）会社法第785条の規定による手続きの経過

吸收合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

（3）会社法第787条の規定による手続きの経過

吸收合併消滅会社は、新株予約権を発行していなかったため、新株予約権者からの新株予約権買取請求について該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 11 月 19 日付で、官報に公告を行うとともに、知れている債権者に個別に催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法第 801 条第 1 項、会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。なお、当社は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 11 月 19 日付の電子公告により、本吸収合併に係る公告を行いましたが、会社法第 796 条第 3 項及び会社法施行規則第 197 条で定める数の株式を有する株主からの反対通知はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 11 月 19 日付の官報及び同日付の電子公告において、本吸収合併に関する公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法第 801 条第 1 項、会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2026 年 2 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法第 801 条第 1 項、会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法第 801 条第 1 項、会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2026 年 2 月 2 日に登記を申請する予定です。

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法第801条第1項、会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

別紙 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

(添付のとおり)

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に規定する書類
(吸收合併消滅会社の事前開示書類)

東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号

オリエント時計株式会社

2025年11月19日

吸收合併消滅会社の事前開示書類

東京都新宿区新宿四丁目1番6号
オリエント時計株式会社
代表取締役 金澤 宏

オリエント時計株式会社（以下「当社」又は「吸收合併消滅会社」といいます。）は、2025年11月5日に、東京都新宿区新宿四丁目1番6号所在のセイコーホームズ株式会社（以下「セイコーホームズ」又は「吸收合併存続会社」といいます。）との間で吸收合併契約（以下「本吸收合併契約」といいます。）を締結し、2026年2月1日を効力発生日として、本吸收合併契約に基づき吸收合併（以下「本吸收合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本吸收合併に関する会社法782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

事前開示事項

1. 吸收合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

別紙1の吸收合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第182条第1項第1号、第3項）

（1）合併対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第3項第1号）

本吸收合併において、セイコーホームズは、当社の株主に対して、株式その他金銭等の交付を行いませんが、現時点ではセイコーホームズは当社の完全親会社であり、金銭等の交付の有無にかかわらずセイコーホームズの株式価値に実質的な変化は生じないため、かかる取扱いは相当であると考えております。

（2）合併対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第182条第3項第2号）

該当事項はございません。

- (3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第182条第3項第3号）

現時点ではセイコーエプソンは当社の完全親会社であるため、本吸収合併により当社の株主の利益を害することないと判断いたしました。

したがって、当社の株主の利益を害さないように留意した事項は特にありません。

3. 合併対価について参考になるべき事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第182条第1項第2号、第4項）

該当事項はございません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項第1号）

該当事項はございません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第182条第1項第4号）

- (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第182条第6項第1号イ）
別紙2に記載のとおりです。

- (2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第182条第6項第1号ロ）
該当事項はございません。

- (3) 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第182条第6項第1号ハ）
該当事項はございません。

- (4) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第182条第6項第2号イ）
該当事項はございません。

6. 本吸收合併の効力発生日以後における吸收合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

吸收合併存続会社の最終事業年度の末日（2025 年 3 月 31 日）現在の貸借対照表における資産の額は金 851,772 百万円、負債の額は金 372,523 百万円であり、資産が負債を上回っております。また、吸收合併消滅会社の最終事業年度の末日（2025 年 3 月 31 日）現在の貸借対照表における資産の額は金 887,631 千円、負債の額は金 37,933 千円であり、資産が負債を上回っております。さらに、吸收合併消滅会社が本吸收合併により吸收合併存続会社に承継する予定の資産及び負債の見込額を勘案しても、本吸收合併後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。したがって、現時点においては、効力発生日以後における吸收合併存続会社の債務について、吸收合併存続会社による履行の見込みに問題はないものと判断しております。

以上

別紙1 吸収合併契約書

(添付のとおり)

吸收合併契約書

セイコーホームズ株式会社（以下「甲」という。）及びオリエント時計株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸收合併）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本吸收合併」という。）を行う。

第 2 条（甲及び乙の商号及び住所）

本契約当事者の商号及び住所は次のとおりである。

甲： 吸收合併存続会社

商号：セイコーホームズ株式会社

住所：東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号

乙： 吸收合併消滅会社

商号：オリエント時計株式会社

住所：東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号

第 3 条（吸收合併に際して交付する対価及びその割当てに関する事項）

甲は、本吸收合併に際して、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等を交付しない。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

甲は、本吸收合併により、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の増加は行わないものとする。

第 5 条（効力発生日）

本吸收合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2026 年 2 月 1 日とする。但し、本吸收合併の手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第 6 条（吸收合併承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約につき会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本吸收合併を行う。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本吸收合併を行う。

第 7 条 (本契約の変更又は解除)

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、甲若しくは乙のいずれかの財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸收合併の実行に重大な支障となる事態が判明若しくは発生した場合、又はその他本吸收合併の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本契約を変更若しくは解除することができるものとする。

第 8 条 (本契約の効力)

本契約は、以下の場合にはその効力を失う。

- (1) 本効力発生日までに法令等に基づき本吸收合併の実行に必要とされる監督官庁等の承認が得られない場合
- (2) 前条に基づき本契約が解除された場合

第 9 条 (規定外事項)

本契約に定める事項のほか、本吸收合併に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

上記を証するため、甲及び乙が記名捺印の上、本契約書の原本を1通作成し、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2025年11月5日

甲 : 東京都新宿区新宿四丁目1番6号
セイコーエプソン株式会社
代表取締役 吉田 潤吉



乙 : 東京都新宿区新宿四丁目1番6号
オリエント時計株式会社
代表取締役 金澤 宏



別紙2 吸収合併存続会社の計算書類等

(添付のとおり)

第 83 期

自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

事業報告

セイコーホームズ株式会社

1. エプソングループの現況に関する事項

1.1 事業の経過および成果

(1) 全般的概況

売上収益は、円安による為替のプラス影響を受ける中、ビジュアルコミュニケーション事業セグメントでは市場の減速影響が大きく売上減となりましたが、大容量インクタンクモデル・オフィス共有JP、プリントヘッド外販ビジネスを中心としたプリントイングソリューションズ事業セグメントでの売上増が大きく、全社では増収の1兆3,629億円（前期比3.7%増）となりました。

事業利益は、増収となったことに加え、為替のプラス影響があり、在庫削減による利益マイナス影響が大きかった前期に対して大幅な増益となる895億円（同38.4%増）となりました。また、その他営業収益費用での為替差損の計上により、営業利益は751億円（同30.5%増）となり、税引前利益は783億円（同11.8%増）となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は551億円（同4.9%増）となりました。

なお、当連結会計年度の米ドルおよびユーロの平均為替レートはそれぞれ152.47円および163.64円と前期に比べ、米ドルは6%の円安、ユーロは4%の円安に推移しました。

売上収益 **1兆3,629** 億円 | 前期比 3.7%増 

事業利益 **895** 億円 | 前期比 38.4%増 

営業利益 **751** 億円 | 前期比 30.5%増 

親会社の所有者に
帰属する当期利益 **551** 億円 | 前期比 4.9%増 

注：事業利益とは、国際会計基準(IFRS会計基準)の適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

当連結会計年度の平均為替レート | 米ドル **152.47** 円 (前期比 6% の円安) | ユーロ **163.64** 円 (前期比 4% の円安)

(2) セグメント区別の概況

*売上収益構成比率は、各報告セグメントの売上収益を、各報告セグメント売上収益合計（「全社費用・その他」を含まない）で除して算出しています。

プリンティングソリューションズ事業セグメント

売上収益

9,801 億円 (前期比 6.7% 増)

セグメント利益

1,248 億円 (前期比 29.9% 増)

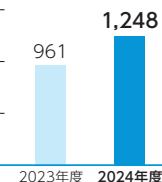
売上収益構成比



売上収益



セグメント利益



主要な事業内容

当セグメントは、独自の「マイクロピエゾ技術」のほか、「ドライファイバー・テクノロジー」などの強みを活かし、各製品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○ オフィス・ホームプリンティング事業

オフィス・ホーム用インクジェットプリンター、シリアルインパクトドットマトリクスプリンター（SIDM）、ページプリンター、カラーイメージスキャナー、乾式オフィス製紙機およびこれらの消耗品など

○ 商業・産業プリンティング事業

商業・産業用インクジェットプリンター、インクジェットプリントヘッド、POSシステム関連製品、ラベルプリンターおよびこれらの消耗品、デジタル印刷ソフトウェアソリューションなど

オフィス・ホームプリンティング事業の売上収益は増収となりました。インクジェットプリンター本体の売上は、販売数量の増加や為替のプラス影響により、増加となりました。これは、大容量インクタンクモデルの販売数量が需要の堅調だった新興国を中心に増加したこと、オフィス共有IJPも西欧および南米を中心に大幅な販売増となったことなどによります。インクジェットプリンター消耗品の売上は、為替のプラス影響があり、増加となりました。インクカートリッジは売上減となりましたが、それを上回る大容量インクタンクモデルのインクボトルおよびオフィス共有IJPのインク売上の増加となりました。

商業・産業プリンティング事業の売上収益は増収となりました。商業・産業IJP完成品の売上は、本体販売数量の伸長は停滞しましたが、消耗品は堅調な販売が継続しており、為替のプラス影響もあり、若干の増加となりました。小型プリンターの売上は、主に欧洲における販売が堅調であったことに加え、為替のプラス影響により、増加となりました。また、プリントヘッド外販ビジネスの売上は、中国印刷機メーカーの旺盛な需要があり、大幅な増加となりました。

プリンティングソリューションズ事業セグメントのセグメント利益は、増収となったことに加え、為替のプラス影響があり、在庫削減による利益マイナス影響が大きかった前期に対して大幅な増益となりました。

以上の結果、プリンティングソリューションズ事業セグメントの売上収益は9,801億円（前期比6.7%増）、セグメント利益は1,248億円（同29.9%増）となりました。

なお、本決算におけるFiery, LLCの子会社化による連結決算への影響は、12月度から3月度の影響額を第4四半期において計上し、商業・産業プリンティング事業に含めております。

(ご参考)

プリントイングソリューションズ事業 主要商品のご紹介

目指す姿

インクジェット技術のソリューションにより、
環境負荷低減・生産性向上を実現し、
オフィスや教育現場の分散化に対応した印刷の進化を主導する

オフィス・ホーム向け



家庭用インクジェットプリンター
「EW-M757TP」



A4ドキュメントスキャナー
「DS-900WN」



乾式オフィス製紙機
PaperLab「Q-5000」メインユニット



PaperLab
「Q-40」紙源プロセッサー



A3カラー
インクジェット複合機
「PX-M8010FX」



A4カラー
インクジェット複合機
「LM-C400」

商業・産業向け



エコソルベントインク搭載プリンター
「SC-S9150」



Direct to Film (DTF)専用プリンター
「SC-G6050」



POS用インテリジェント機能搭載
I/Oボックス「SB-H50」



デジタル捺染機
「ML-64000」



ガーメントプリンター
「SC-F1050」



業務用フォトプリンター
「SL-D1050」



インクジェットプリントヘッド
「D3000-A1R」

* 売上収益構成比率は、各報告セグメントの売上収益を、各報告セグメント売上収益合計（「全社費用・その他」を含まない）で除して算出しています。

ビジュアルコミュニケーション事業セグメント

売上収益

2,037 億円 (前期比 **6.3% 減**)

セグメント利益

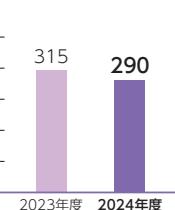
290 億円 (前期比 **8.1% 減**)



売上収益



セグメント利益



主要な事業内容

当セグメントは、独自の「マイクロディスプレイ技術」や「プロジェクション技術」などの強みを活かし、各製品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○ビジュアルコミュニケーション事業

液晶プロジェクター、スマートグラスなど

ビジュアルコミュニケーション事業セグメントの売上収益は、為替のプラス影響はあったものの、中国市場の悪化に加え、欧米および中東・アフリカ地域の教育市場において販売減となった影響が大きく、減収となりました。

ビジュアルコミュニケーション事業セグメントのセグメント利益は、減収によるマイナス影響が大きく、為替のプラス影響はあったものの、減益となりました。

以上の結果、ビジュアルコミュニケーション事業セグメントの売上収益は2,037億円（前期比6.3%減）、セグメント利益は290億円（同8.1%減）となりました。

(ご参考)

ビジュアルコミュニケーション事業 主要商品のご紹介

目指す姿

感動の映像体験と快適なビジュアルコミュニケーションで
人・モノ・情報・サービスをつなぎ、
「学び・働き・暮らし」を支援する



プロジェクター



ビジネスプロジェクター
高輝度モデル
「EB-PQ2220B」



ウェブブラウザー上でプロジェクターの状態を監視・制御できる
プロジェクター向けアプリケーション
「Epson Projector Management Connected」



ホームプロジェクター
「EH-QL7000」



ビジネスプロジェクター
「EB-L890E」



ビジネスプロジェクター
超短焦点電子黒板機能搭載モデル
「EB-770Fi」



ホームプロジェクター
「EF-22N」

スマートグラス



スマートグラス MOVERIO
「BT-45CS」



スマートグラス MOVERIO
「BT-40」

* 売上収益構成比率は、各報告セグメントの売上収益を、各報告セグメント売上収益合計（「全社費用・その他」を含まない）で除して算出しています。

マニュファクチャリング関連・ウェアラブル事業セグメント

売上収益

1,814億円 (前期比 **0.9%増**)

セグメント利益（△損失）

△32億円 (前期はセグメント損失15億円)

売上収益構成比



売上収益

(億円)

2,400
1,600
800
0

1,799 1,814

2023年度 2024年度

セグメント利益(△損失)

(億円)

160
80
0
△80

△15 △32
2023年度 2024年度

主要な事業内容

当セグメントは、高度な精密メカトロニクス技術、高精度のセンシング技術、ソフトウェア技術、超微細・超精密加工技術、高密度実装技術、低消費電力技術などの強みを活かし、各製品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○マニュファクチャリングソリューションズ事業

- 産業用ロボットなど

○ウェアラブル機器事業

- ウオッチ、ウォッチムーブメントなど

○マイクロデバイス事業他

- 水晶デバイス (水晶振動子、水晶発振器、水晶センサーなど)
- 半導体 (CMOS LSIなど)
- 金属粉末
- 表面処理加工

○PC事業

- PCなど

マニュファクチャリングソリューションズ事業の売上収益は、中国や欧米での投資需要停滞から低調な販売が継続し、減収となりました。

ウェアラブル機器事業の売上収益は、国内におけるインバウンド需要に伴い販売が増加したことなどにより、増収となりました。

マイクロデバイス事業の売上収益は、減収となりました。水晶デバイスの売上は、市場での在庫調整影響により市況悪化が顕著だった前期と比較すると、民生機器向けを中心に市場が回復基調にあることに加え、為替のプラス影響があり、増加となりました。半導体の売上は、主に第1四半期に受注残解消による売上増があった前期に対し、産業向けを中心とした顧客需要の停滞が継続していることにより、減少となりました。

マニュファクチャリング関連・ウェアラブル事業セグメントのセグメント利益は、マイクロデバイス事業を中心とした減収の影響が大きく、大幅な減益となりました。

以上の結果、マニュファクチャリング関連・ウェアラブル事業セグメントの売上収益は1,814億円（前期比0.9%増）、セグメント損失は32億円（前期はセグメント損失15億円）となりました。

なお、上記の他、マニュファクチャリングソリューションズ事業において、主要販売地域における市場回復の遅れ等により収益性の低下が継続していることから、減損損失7億円を計上しております。

マニュファクチャリング関連・ウェアラブル事業 主要商品のご紹介

マニュファクチャリングソリューションズ事業

目指す姿

環境負荷に配慮した「生産性・柔軟性が高い生産システム」を
共創し、ものづくりを革新する



コントローラー
[RC800-A]



ティーチペンダント
[TP4]



食品グリス仕様モデル
スカラロボット
[T3-B401S-FZ]



マイクロデバイス事業

目指す姿

マイクロデバイス製品、コンポーネント、材料などによるソリューションで、
社会課題の解決に貢献する



高周波発振器 (HFF-SPXO)



RF (Radio Frequency)
トランシミッター IC
[S1S77100]



3軸振動センサ

ウェアラブル機器事業

目指す姿

匠の技能、センシング技術を活用したソリューションを共創し、
お客様の多様なライフスタイルを彩る

ORIENT STAR

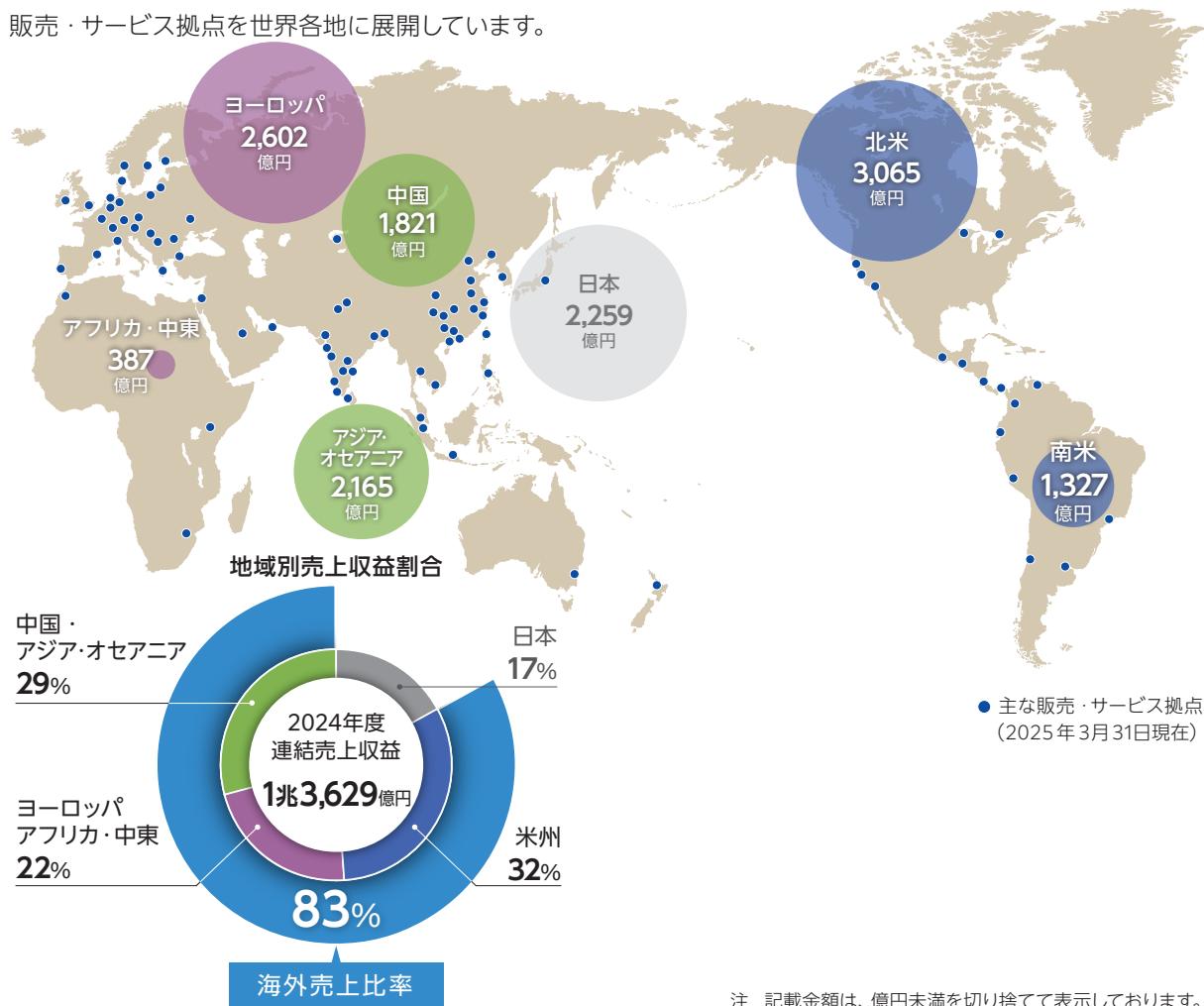


ORIENT



世界のお客様とつながるエプソン

エプソンはグローバルに時代やお客様のニーズを把握し、
より良い商品・サービスの提供を続けるため、
販売・サービス拠点を世界各地に展開しています。



1.2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、重点戦略分野へ経営資源を集中し、将来の事業の育成と今後の成長の実現に向けて、新製品対応や生産能力増強のほか、環境投資、自動化・合理化・維持更新などを中心に設備投資を実施しました。また、安定的な資金創出の観点から、引き続き投資の厳選と既存設備の効率的な活用などにも取り組みました。

この結果、当連結会計年度における設備投資総額（有形固定資産およびソフトウェア）は、758億2千1百万円となりました。

なお、当連結会計年度における設備投資の主な状況は以下のとおりです。

・東北エプソン株式会社におけるインクジェットプリンター用ヘッドの生産能力増強のための新棟の建設

区分	設備投資額（百万円）	対前期比増減率（%）
プリンティングソリューションズ事業	46,429	5.2
ビジュアルコミュニケーション事業	9,066	50.5
マニュファクチャリング関連・ウエアラブル事業	12,598	1.9
その他・全社	7,726	2.4
合計	75,821	8.2

1.3 資金調達の状況

当社は、Fiery, LLC買収資金および運転資金に充当するため、総額400億円の無担保普通社債を発行しました。

1.4 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2024年12月に、長期ビジョン「Epson 25 Renewed」実現に向けた成長戦略実行の一環として、印刷業界向けのワークフロー・ソリューションのリーディングプロバイダーであるFiery, LLCを完全子会社としました。

1.5 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

1.6 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

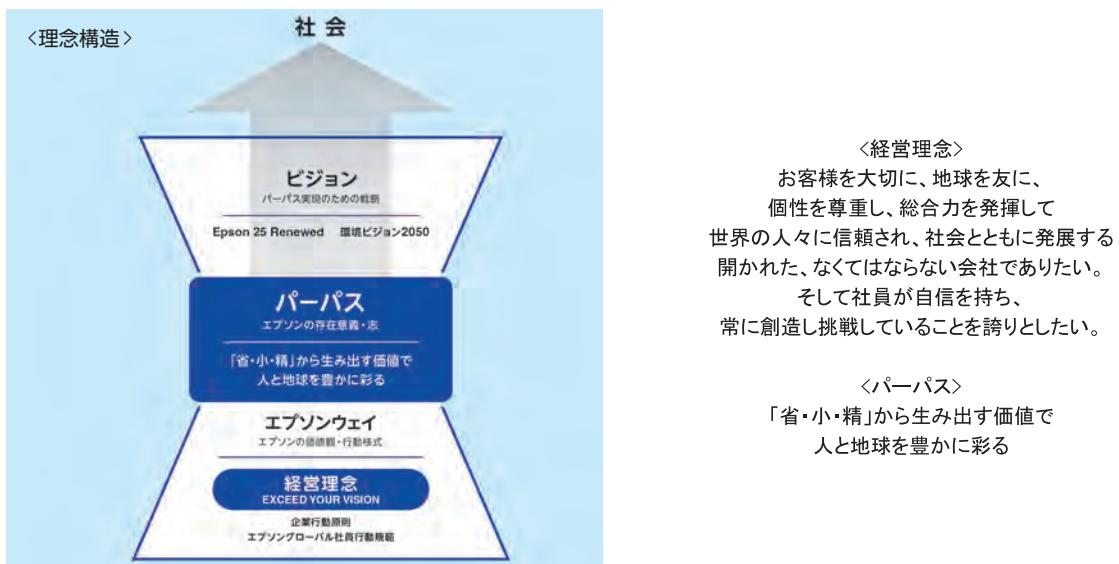
1.7 吸収合併または吸収分割による権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

1.8 対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

エプソンのあらゆる企業活動の中心にはパーパスがあります。エプソンが社会に対してどのような価値を提供する存在であるかを定めるとともに、エプソンならではの存在意義と志を社内外に示すため、2022年9月にパーパス「『省・小・精』から生み出す価値で人と地球を豊かに彩る」を制定しました。そして、エプソンは、グループの価値観・行動様式を定めた「エプソンウェイ」の普遍的な考え方である経営理念を礎とし、ビジョンによりパーパスを実現することで社会へと新しい価値を提供します。これにより、将来にわたって持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ってまいります。



(2) 長期ビジョン「Epson 25 Renewed」の考え方

エプソンは、将来にわたって追求するありたい姿として設定した「持続可能でこころ豊かな社会の実現」に向け、「Epson 25 Renewed」を策定しています。現在、気候変動をはじめ、人類はさまざまな社会課題に直面しています。また、物質的、経済的な豊かさだけでなく、もっと精神的な豊かさ、文化的な豊かさ、そういうたまたま豊かさを含めた「こころの豊かさ」が望まれる時代となったと考えています。そのためには、持続可能な社会であることが大前提になります。このような背景のもと、エプソンは、常に社会課題を起点として、その解決に向けて私たちに何ができるか、私たちの技術を使ってどう課題解決し、社会に貢献できるか、という発想でビジネスを展開していきます。

1) 「Epson 25 Renewed」ビジョンステートメント

「Epson 25 Renewed」のビジョンステートメントとして、「『省・小・精の技術』とデジタル技術で人・モノ・情報がつながる、持続可能でこころ豊かな社会を共創する」と定めています。人・モノ・情報をスマートにつなげるソリューションを、個人の生活や、産業や製造の現場にまで広く社会へ提供し、ありたい姿の実現のた

めに取り組みます。そこで重要なのは、「環境」「DX」「共創」の3つの取り組みです。

(環境への取り組み)

◆「脱炭素」と「資源循環」に取り組むとともに、環境負荷低減を実現する商品・サービスの提供、環境技術の開発を推進する

(DXへの取り組み)

◆強固なデジタルプラットフォームを構築し、人・モノ・情報をつなげ、お客様のニーズに寄り添い続けるソリューションを共創し、カスタマーサクセスに貢献する

(共創への取り組み)

◆技術、製品群をベースとし、共創の場・人材交流、コアデバイスの提供、協業・出資を通して、さまざまなパートナーと社会課題の解決につなげる

2) 「Epson 25 Renewed」方針

不透明な社会環境の継続が予想される中、取り組みにメリハリをつけることにより、収益性を確保しながら将来成長を目指します。そして、全ての領域に必要な環境、DX、共創への取り組みも継続的に強化していきます。

領域区分	対象事業	方針
成長領域	オフィスプリントティング、商業・産業プリントティング、プリントヘッド外販、生産システム	環境変化を機会と捉えて経営資源投下
成熟領域	ホームプリントティング、プロジェクト、ウォッチ、マイクロデバイス	構造改革や効率化などにより、収益性重視
新領域	センシング、環境ビジネス	新たな技術・ビジネス開発に取り組む

(3) 「環境ビジョン2050」の考え方

エプソンは、以下のとおり持続可能な社会の前提である環境への取り組みに関するビジョン「環境ビジョン2050」を改定し、2050年に達成する目標と、その実現に向けた取り組みを定めています。

項目	内容
ビジョンステートメント	2050年に「カーボンマイナス」と「地下資源消費ゼロ（※1）」を達成し、持続可能でこころ豊かな社会を実現する
達成目標	2030年：1.5°Cシナリオ（※2）に沿った総排出量削減 2050年：「カーボンマイナス」「地下資源消費ゼロ（※1）」
アクション	●商品・サービスやサプライチェーンにおける環境負荷の低減 ●オープンで独創的なイノベーションによる循環型経済の牽引と産業構造の革新 ●国際的な環境保全活動への貢献

※ 1. 原油、金属などの枯渇性資源

※ 2. SBTイニシアチブ (Science Based Targets initiative) のクライテリアに基づく科学的な知見と整合した温室効果ガスの削減目標

(4) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

1) イノベーション戦略の方針と進捗、今後の取り組み

目指す姿の実現に向けた戦略を実行するために、お客様価値や社会課題の軸で5つのイノベーション領域を設定しています。そして、それらのイノベーションを支えるマイクロデバイス事業においては、「省・小・精の技術」を極めた水晶・半導体ソリューションにより、スマート化する社会の実現に貢献していきます。



<オフィス・ホームプリンティングイノベーション>

当領域では、インクジェット技術・紙再生技術とオープンなソリューションにより、環境負荷低減・生産性向上を実現し、印刷の進化を主導することを目指しています。

ホームプリンティングでは、大容量インクタンクプリンターが2010年の発売以来、世界累計販売台数1億台を達成するなど、安定的な収益基盤となっています。オフィスプリンティングでは、中速帯のA3ラインインクジェット複合機などの販売拡大により、オフィス共有IJP全体の売上は継続的に伸長しています。今後は、各地域でのサブスクリプションやコンテンツアプリ等のサービス展開を充実させるとともに、顧客接点の基盤を強化することで、オフィス共有IJP、大容量インクタンクプリンターともシェア拡大による売上伸長を目指します。

<商業・産業プリンティングイノベーション>

当領域では、インクジェット技術と多様なソリューションにより、印刷のデジタル化を主導し、環境負荷低減・生産性向上の実現を目指しています。

完成品ビジネスでは、世界経済の低迷やインフレによる顧客の投資意欲減退の影響を受けながらも、着実な成長を続けています。今後はサイネージや捺染などの成長分野をさらに拡大すべく、高生産機の新商品を投入しラインアップの一層の充実を図ります。優れた商品競争力と技術支援体制により高いシェアを獲得しているプリントヘッド外販ビジネスでは、市場成長が著しいDTFilm（※3）やペロブスカイト太陽電池などの新市場での販売拡大を目指します。また、産業系インクジェット市場のさらなる拡大に対応するため、プリントヘッドおよび周辺のインクジェット技術の強化に注力します。当期には、デジタル印刷機のパフォーマンスを最大化するデジタルフロントエンドおよびワークフローソフトウェアのリーディングカンパニーであるFiery, LLCを買収しました。特に産業領域でシナジー効果を創出し成長を実現すべく、取り組みを進めています。

※3 Direct to Film：転写印刷用フィルムなどへの直接印刷のこと

<マニュファクチャリングイノベーション>

当領域では、環境負荷に配慮した「生産性・柔軟性が高い生産システム」を共創し、ものづくりを革新することを目指しています。

マニュファクチャリングソリューションズ事業は、顧客の投資意欲減退や中国メーカーとの競争により厳しい市場環境が継続しています。そのような中、当期より抜本的な収益性の改善に着手し、開発・生産・販売体制の見直しを進めています。また、戦略商品の投入により中国を含む既存市場における競争力向上や新規分野の開拓に取り組み、成長局面に備えます。

<ビジュアルイノベーション>

当領域では、感動の映像体験と快適なビジュアルコミュニケーションで人・モノ・情報・サービスをつなぎ、「学び・働き・暮らし」を支援することを目指しています。

プロジェクト事業では、構造改革により収益性は改善したものの、当期は欧米政府の予算出動による教育需要の一巡や、ビジネス・教育領域でのフラットパネルディスプレイによる侵食継続などの影響を受けています。今後は、プロジェクトの性能向上や用途開発を進めて新商品を投入し、安定した事業運営を継続していきます。

<ライフスタイルイノベーション>

当領域は、匠の技能、センシング技術を活用したソリューションを共創し、お客様の多様なライフスタイルを彩ることを目指しています。

ウォッチ事業は、採算性を意識した商品ラインアップの絞り込みや高級品へのシフト、販売価格の見直しなど、これまで続けてきた構造改革により収益性は大きく改善しており、今後も生産ラインの自動化を含めた生産性向上の施策を継続的に行っていきます。また、自社ブランドであるオリエントの認知向上や拡販に取り組みます。

2) 財務目標

エプソンは、「Epson 25 Renewed」のもと収益性重視の経営へとシフトし、過度な売上成長を追わず、取り組みにメリハリをつけ、収益性の確保と将来成長を目指しています。2025年度の業績予想は、外部環境変化を踏まえ下記のとおりといたします。なお、米国の関税政策影響については、2025年度の業績予想に追加関税率10%、対中国は20%（※4）およびその対応策への効果を織り込んでおります。引き続き関税政策の動向を注視し、迅速かつ柔軟に対応し、お客様への供給責任を果たすべく全力で取り組んでまいります。

※4. 米国の対中国追加関税率の動向が不透明かつエプソンへの影響は軽微（対応策を実施前提）

全社業績目標	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (実績)	2023年度 (実績)	2024年度 (実績)	2025年度 (予想)
ROIC（※5）	5.6%	7.3%	7.1%	4.6%	6.1%	5.2%
ROE	5.9%	15.2%	10.8%	6.8%	6.8%	5.1%
ROS	6.2%	7.9%	7.1%	4.9%	6.6%	5.7%

※5. ROIC=税引後事業利益／（親会社の所有者に帰属する持分+有利子負債）

(5) サステナビリティに関する考え方および取り組み

1) サステナビリティ経営の考え方

エプソンの企業経営の根幹を成す4つのマテリアリティ（「循環型経済の牽引」「産業構造の革新」「生活の質向上」「社会的責任の遂行」）は、社会課題をベースにしており、エプソンの事業活動は社会課題の解決そのものと捉えています。社会課題を起点にした活動を一層強化することで事業成長を果たし、事業成長することでさらに多くの社会課題を解決し、社会とともに成長することがエプソンにとっての企業価値向上です。そして、社会のサステナビリティとエプソンのサステナビリティを同期するのに必要な経営・事業変革こそが、長期ビジョン「Epson 25 Renewed」であると位置づけています。

2) 気候変動への対応

エプソンは「環境ビジョン2050」において、2030年に「1.5°Cシナリオに沿った総排出量削減」、2050年に「カーボンマイナス」「地下資源消費ゼロ」を達成目標として掲げており、脱炭素と資源循環に取り組むとともに、環境負荷低減を実現する商品・サービスの提供、環境技術の開発を推進しています。

エプソンは2019年10月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明して以降、株主・投資家をはじめとする幅広いステークホルダーとの良好なコミュニケーションがとれるように、TCFDのフレームワークに基づき、情報開示（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）を進めています。

3) 人的資本・多様性への対応

＜人材戦略の基本的な考え方＞

エプソンは、信州に生まれ、育った企業です。現在も信州に事業運営の核となる機能・基盤を置きつつ、売上収益の8割以上、従業員数の7割以上を占める海外各国・地域に研究開発、生産、営業拠点を整備し、グローバルにビジネスを展開しています。そのため、エプソンにおいては、地域の雇用の確保と、それに伴う比較的長期の雇用を強みに変えつつ、一方で積極的に外部人材を獲得し、多様性を実現すること、グローバルに厳しい競争を勝ち抜き、経営目標・事業成長を達成するための人的基盤を構築することが人材戦略の要諦となります。

＜求める人材像＞

経営戦略の実現・事業遂行のため、エプソンは、パーソン、エプソンウェイの浸透と、長期ビジョンに定めた事業の方向性の共有をベースとしながら、広い視野と高い専門性を持って変化に素早く対応し、お客様の立場に立って自立的・自律的にお客様価値を作り上げることのできる人材を必要としています。

今後さらに国内での少子高齢化や労働人口減少が進むことも見据え、グローバルベースでの人材ポートフォリオ策定に取り組んでいます。当連結会計年度は、スキルと行動特性を軸に人材要件を定義し、現状（As-is）の人材ポートフォリオを可視化する取り組みを、事業部・本部の7割において完了しました。次のステップとして、2025年度は、早々に残りの事業部・本部のAs-isを完了させ、現在進められている次期長期ビジョンの事業戦略策定に並走して人材ポートフォリオのあるべき姿（To-be）を描き、量的・質的両面で現状とのギャップを把握します。これにより、採用、リスクリング、最適配置等の適切な施策に展開し、全社最適人員構造を構築し、中

長期戦略の実現に資する人材戦略の策定につなげていきます。

4)知的財産への対応

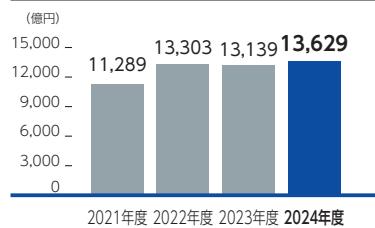
エプソンは、知的財産に関し「知的財産権だけでなく、ブランドやデータなどを含む広い意味での「知的財産」を価値に変換し、企業価値の持続的成長の実現を支援する」ことが重要であると考えています。その考え方のと、長期ビジョンが目指す「持続可能でこころ豊かな社会」の実現のため、知的財産本部が経営・事業部・開発部門・戦略部門と密接に連携し、あらゆる知的財産を主体的（Proactive）に活用することで価値に変換し、その弛まぬ活動の展開によって、企業価値を向上させ、持続的成長を支援しています。強固な知的財産を基盤とすることで、ビジネスの好循環が実現され、研究開発へのさらなる投資が可能となり、プリントヘッドをはじめとするエプソンの製品や技術は格段の進化を遂げて、その競争優位性を持続的に高めています。

なお「(5) サステナビリティに関する考え方および取り組み」については、2025年6月末に開示する有価証券報告書において詳細を開示予定です。

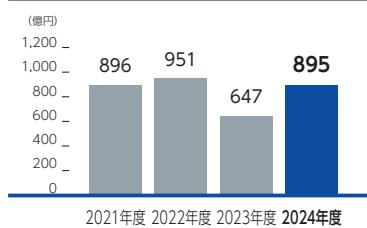
1.9 財産および損益の状況

区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
売上収益 (百万円)	1,128,914	1,330,331	1,313,998	1,362,944
事業利益 (百万円)	89,637	95,106	64,721	89,589
営業利益 (百万円)	94,479	97,044	57,533	75,108
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	92,288	75,043	52,616	55,177
基本的1株当たり当期利益 (円)	266.73	220.75	158.68	168.75
資産合計 (百万円)	1,266,420	1,341,575	1,413,094	1,456,461
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	665,628	727,352	810,992	804,752
親会社所有者帰属持分比率 (%)	52.6	54.2	57.4	55.3

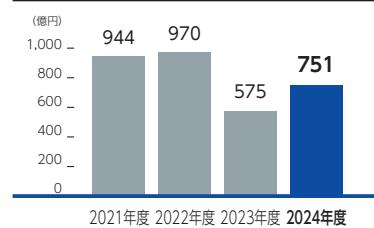
売上収益



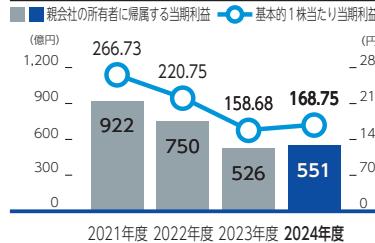
事業利益



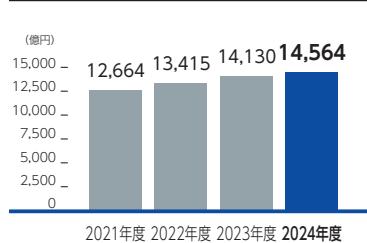
営業利益



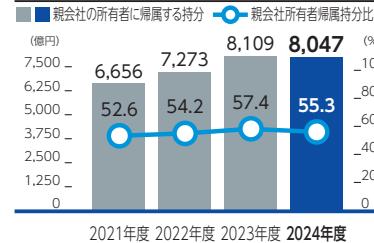
親会社の所有者に帰属する当期利益/基本的1株当たり当期利益



資産合計



親会社の所有者に帰属する持分/親会社所有者帰属持分比率



注1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS会計基準）に準拠して連結計算書類を作成しております。

注2. 事業利益とは、IFRS会計基準の適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

注3. 基本的1株当たり当期利益の算定において、役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

1.10 重要な親会社および子会社の状況（2025年3月31日現在）

（1）親会社との関係

該当事項はありません。

（2）重要な子会社の状況

会社名		所在地	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
日本	エプソン販売株式会社	東京都	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	宮崎エプソン株式会社	宮崎県	100.0	マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	東北エプソン株式会社	山形県	100.0	プリンティングソリューションズ マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	秋田エプソン株式会社	秋田県	100.0	プリンティングソリューションズ マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	エプソンアトミックス株式会社	青森県	100.0	マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	エプソンダイレクト株式会社	長野県	100.0 (100.0)	マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	エプソンクロスインベストメント株式会社	東京都	100.0	ベンチャー投資・育成
米州	U.S. Epson, Inc.	アメリカ	100.0	持株会社
	Epson America, Inc.	アメリカ	100.0 (100.0)	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	Fiery, LLC	アメリカ	100.0	デジタル印刷ソフトウエアソリューションの開発・販売
	Epson do Brasil Industria e Comercio Ltda.	ブラジル	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Portland Inc.	アメリカ	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
欧州・中東	Epson Global Reinsurance, Inc.	アメリカ	100.0	エプソングループの再保険事業
	Epson Europe B.V.	オランダ	100.0	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson (U.K.) Ltd.	イギリス	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Deutschland GmbH	ドイツ	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Europe Electronics GmbH	ドイツ	100.0 (100.0)	マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson France S.A.S.	フランス	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Italia S.p.A.	イタリア	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Como Printing Technologies S.r.l.	イタリア	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	Epson Iberica, S.A.U.	スペイン	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション

会社名		所在地	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
欧州・中東	Epson Middle East FZCO	アラブ首長国連邦	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Telford Ltd.	イギリス	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	Epson (China) Co., Ltd.	中国	100.0	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	100.0	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Korea Co., Ltd.	韓国	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Hong Kong Ltd.	中国	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.	台湾	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	PT. Epson Indonesia	インドネシア	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson (Thailand) Co., Ltd.	タイ	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Philippines Corporation	フィリピン	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
アジア・オセアニア	Epson Australia Pty. Ltd.	オーストラリア	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson India Pvt. Ltd.	インド	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Precision (Hong Kong) Ltd.	中国	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.	中国	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	Tianjin Epson Co., Ltd.	中国	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.	シンガポール	100.0	マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	PT. Epson Batam	インドネシア	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	PT. Indonesia Epson Industry	インドネシア	100.0	プリンティングソリューションズ
	Epson Precision (Thailand) Ltd.	タイ	100.0	マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Precision (Philippines), Inc.	フィリピン	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
注1. 出資比率の()内は、間接所有割合を内書しております。	Epson Precision Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア	100.0	マニュファクチャリング関連・ウエアラブル
	Epson Precision (Johor) Sdn. Bhd.	マレーシア	100.0 (100.0)	マニュファクチャリング関連・ウエアラブル

注2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

1.11 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

エプソンでは、事業部制による世界連結マネジメントのもと、開発活動については先行研究開発や製品開発を主に当社（本社研究開発部門および事業部研究開発部門）で行い、生産活動および販売活動については、国内外の製造・販売関係会社を中心に展開しております。

＜当社＞

本店	東京都新宿区新宿四丁目1番6号
本社	長野県諏訪市大和三丁目3番5号
事業所	広丘事業所（長野県塩尻市）、豊科事業所（長野県安曇野市）、 富士見事業所（長野県諏訪郡富士見町）、諏訪南事業所（長野県諏訪郡富士見町）、 塩尻事業所（長野県塩尻市）、松本南事業所（長野県松本市）、伊那事業所（長野県上伊那郡箕輪町）、 神林事業所（長野県松本市）、日野事業所（東京都日野市）、酒田事業所（山形県酒田市）、 千歳事業所（北海道千歳市）、大阪事業所（大阪府大阪市）

＜子会社＞

詳細は、「1.10 重要な親会社および子会社の状況」をご参照ください。

1.12 従業員の状況（2025年3月31日現在）

区分	従業員数（名）	対前期増減（名）
プリンティングソリューションズ事業	53,085	3,094
ビジュアルコミュニケーション事業	7,791	△1,534
マニュファクチャリング関連・ウエアラブル事業	10,325	△768
その他	461	28
全社（共通）	3,690	68
合計	75,352	888

注1. 従業員数は、就業人員数です。

注2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものです。

1.13 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	25,800
株式会社三菱UFJ銀行	8,592
株式会社八十二銀行	4,300

1.14 現況に関するその他の重要な事実

（1）ベルギーにおける著作権料に関する訴訟について

当社連結子会社のEpson Europe B.V. (以下「EEB」という。) は、2010年にベルギーにおける著作権料徴収団体であるLa SCRL REPROBEL (以下「REPROBEL」という。) に対して、マルチファンクションプリンターに関する著作権料の返還などを求める民事訴訟を提起しました。その後、REPROBELがEEBを提訴したことにより、これら二つの訴訟は併合され、係る訴訟の第1審ではEEBの主張を棄却する判決がなされました。EEBは、これを不服として上訴する方針です。

（2）フランス消費者団体による申し立てについて

フランスにおいて販売されるインクジェットプリンター製品に関し、2017年に同国の消費者団体による消費者保護法に基づく申し立てがなされ、当局による調査が開始されています。なお、同消費者団体が主張するような製品の寿命を短くしているという意図はなく、エプソンは、今後とも品質や環境を最も重視し、お客様のニーズに合わせた設計をしてまいります。

現時点においてかかる調査の進展、結果および終結の時期ならびにそのエプソンの業績および今後の事業展開への影響を予測することは困難です。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

2.1 発行可能株式総数 1,214,916,736株

2.2 発行済株式の総数 373,573,152株 (自己株式53,229,249株を含む)

2.3 株主数 32,303名

2.4 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	71,098,500	22.19
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	27,481,200	8.57
セイコーグループ株式会社	11,000,000	3.43
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口	8,153,800	2.54
エプソングループ従業員持株会	7,015,200	2.18
三光起業株式会社	7,000,000	2.18
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	6,780,777	2.11
JPモルガン証券株式会社	6,316,786	1.97
第一生命保険株式会社	6,115,200	1.90
服部 悅子	4,321,400	1.34

注. 当社は、自己株式53,229,249株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2.5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	31,469 (一)	5 (一)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	— (一)	— (一)
合計	31,469	5

2.6 その他株式に関する重要な事項

(1) 自己株式の取得

2024年4月26日の取締役会決議に基づき、次のとおり自己株式を取得しました。

- ・取得した株式の種類：当社普通株式
- ・取得した株式の総数：11,372,200株
- ・取得期間：2024年7月18日～2025年2月17日

業績連動型株式報酬制度の終了に伴い、次のとおり自己株式を取得しました。

- ・取得した株式の種類：当社普通株式
- ・取得した株式の総数：76,926株
- ・株式の取得価格の総額：無償
- ・取得日：2024年9月20日

(2) 自己株式の消却

2024年9月27日の取締役会決議に基づき、次のとおり自己株式を消却しました。

- ・消却した株式の種類：当社普通株式
- ・消却した株式の総数：76,926株
- ・消却日：2024年10月2日

2025年3月13日の取締役会決議に基づき、次のとおり自己株式を消却しました。

- ・消却した株式の種類：当社普通株式
- ・消却した株式の総数：11,372,200株
- ・消却日：2025年3月28日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4.1 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
小川恭範	代表取締役社長	—
阿部栄一	代表取締役 執行役員	人的資本・健康経営本部長
吉田潤吉	取締役 執行役員	プリンティングソリューションズ事業本部長
吉野泰徳	取締役 執行役員	経営戦略本部長 兼 マニュファクチャリングソリューションズ事業部長
嶋本正	社外取締役	リーディング・スキル・テスト株式会社 取締役 三菱鉛筆株式会社 社外取締役 PwC Japan有限責任監査法人 公益監督委員会 委員
山内雅喜	社外取締役	ヤマトホールディングス株式会社 参与 パーソルホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社りそなホールディングス 社外取締役
三宅香	社外取締役	日本気候変動リーダーズ・パートナーシップ 共同代表 三井住友信託銀行 フェロー役員 ESGソリューション企画推進部 主管 株式会社メンバーズ 社外取締役 監査等委員
川名政幸	取締役 常勤監査等委員	—
村越進	社外取締役 監査等委員	弁護士
大塚美智子	社外取締役 監査等委員	公認会計士
丸本明	社外取締役 監査等委員	マツダ株式会社 相談役

注1. 嶋本正氏、山内雅喜氏、三宅香氏、村越進氏、大塚美智子氏および丸本明氏については、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

注2. 三宅香氏は、2024年6月25日の定期株主総会において取締役に選任され、就任しました。

注3. 丸本明氏は、2024年6月25日の定期株主総会において取締役・監査等委員に選任され、就任しました。

注4. 小川恭範氏は、2025年4月1日をもって、代表取締役社長を退任し、取締役会長に就任しました。

注5. 吉田潤吉氏は、2025年4月1日をもって、代表取締役社長に就任し、プリンティングソリューションズ事業本部長を離任しました。

注6. 阿部栄一氏は、2025年4月1日をもって、代表取締役を退任し、人的資本・健康経営本部長を離任し、取締役となりました。

注7. 取締役・監査等委員の大塚美智子氏は、公認会計士としての専門的な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

注8. 監査等委員会による活動の実効性を確保するためには、監査等の環境の整備や重要社内会議への出席等による円滑な社内の情報収集、内部監査部門等との緊密な連携および内部統制システムの日常的監視が必要と判断し、川名政幸氏を常勤監査等委員として選定しております。

注9. 各社外取締役の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

注10. 2025年3月31日現在の執行役員（取締役による兼務を除く）の状況は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
渡辺潤一	常務執行役員	生産企画本部副本部長（生産調達・物流・管財担当）兼 地球環境戦略推進室副室長（生産企画・調達・物流担当）
深石明宏	執行役員	営業本部長
Keith Kratzberg	執行役員	Epson America, Inc. President
大塚勇	執行役員	エプソンアトミックス株式会社 代表取締役社長
市川和弘	執行役員	技術開発本部長 兼 地球環境戦略推進室長
Andrea Zoekler	執行役員	Epson America, Inc. Senior Vice President
細野聰	執行役員	地球環境戦略推進室副室長（環境技術開発推進担当）兼 技術開発本部副本部長（基盤技術開発担当）
武井昭文	執行役員	生産企画本部長
Samba Moorthy	執行役員	Epson India Pvt. Ltd., Managing Director
山田陽一	執行役員	プリンティングソリューションズ事業本部副事業本部長 (Pオフィス・ホーム事業、要素設計担当) 兼 Pオフィス・ホーム事業部長
高相知郎	執行役員	ビジュアルプロダクツ事業部長 兼 DX推進本部副本部長 (DX戦略全般担当)
宮坂敏明	執行役員	プリンティングソリューションズ事業本部副事業本部長 (品質保証・生産技術・生産管理担当)
林昌志	執行役員	ウエアラブル機器事業部長
水上昌治	執行役員	経営管理本部長 兼 サステナビリティ推進室長
小林利彦	執行役員	知的財産本部長
Siew Jin Kiat	執行役員	Epson Singapore Pte. Ltd. Managing Director
則松力	執行役員	マイクロデバイス事業部長
丸山進	執行役員	DX推進本部長
Emile Pattiwael	執行役員	PT. Indonesia Epson Industry President
稻穂孝則	執行役員	Epson Europe B.V. President
栗林治夫	執行役員	エプソン販売株式会社 代表取締役社長
山中剛	執行役員	プリンティングソリューションズ事業本部副事業本部長 (P商業・産業事業、企画設計（共通機能）担当) 兼 P商業・産業事業部長

氏名	地位	担当
内 田 昌 宏	執 行 役 員	Epson Engineering (Shenzhen) Ltd. 董事長 兼 総経理
福 田 俊 也	執 行 役 員	IJS事業部長
内 藤 恵二郎	専 門 役 員	経営戦略本部 テーマ担当（中長期戦略）
吉 田 佳 史	専 門 役 員	生産企画本部 テーマ担当（成形自動化）

注11. 当事業年度末日後の執行役員の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
深 石 明 宏	執行役員 営業本部長 兼 P商業・産業ソリューションズ事業部長	執行役員 営業本部長	2025年4月1日
大 塚 勇	執行役員 技術開発本部長 兼 地球環境戦略 推進室長 エプソンアトミックス株式会社 取締役会長	執行役員 エプソンアトミックス株式会社 代表取締役社長	2025年4月1日
山 田 陽 一	執行役員 Pオフィス・ホームソリューションズ事業部長	執行役員 プリントイングソリューションズ 事業本部副事業本部長（Pオフィス・ホーム事業、要素設計担当） 兼 Pオフィス・ホーム事業部長	2025年4月1日
高 相 知 郎	執行役員 ビジュアルプロダクツ事業部長 兼 DX推進本部副本部長（ソリューションビジネス推進担当）	執行役員 ビジュアルプロダクツ事業部長 兼 DX推進本部副本部長 (DX戦略全般担当)	2025年4月1日
宮 坂 敏 明	執行役員 Pオフィス・ホームソリューションズ事業部副事業部長 (品質保証、生産技術、生産管理担当) 兼 P商業・産業ソリューションズ事業部副事業部長 (品質保証、生産技術、生産管理担当) 兼 Pシステムソリューションズ事業部副事業部長 (品質保証、生産技術、生産管理担当)	執行役員 プリントイングソリューションズ 事業本部副事業本部長 (品質保証・生産技術・生産管理 担当)	2025年4月1日
山 中 剛	執行役員 Pシステムソリューションズ事業部長	執行役員 プリントイングソリューションズ 事業本部副事業本部長（P商業・ 産業事業、企画設計（共通機能） 担当） 兼 P商業・産業事業部長	2025年4月1日

氏名	変更後	変更前	異動年月日
繁 村 治	執行役員 Pオフィス・ホームソリューションズ事業部副事業部長（事業戦略、環境戦略、事業管理、総務、DX担当）兼 P商業・産業ソリューションズ事業部副事業部長（事業戦略、環境戦略、事業管理、総務、DX担当）兼 Pシステムソリューションズ事業部副事業部長（事業戦略、環境戦略、事業管理、総務、DX担当）	プリンティングソリューションズ事業本部副事業本部長（事業戦略、環境戦略、事業管理・DX担当）	2025年4月1日
入 江 有 志	執行役員 Epson Precision (Philippines), Inc. President	Epson Precision (Philippines), Inc. President	2025年4月1日
高 倉 洋 右	執行役員 人的資本・健康経営本部長	人事部長	2025年4月1日
根 村 絵美子	専門役員 人的資本・健康経営本部 テーマ担当（ダイバーシティ、組織風土、働き方改革）	DE & I戦略推進部長	2025年4月1日

注12. 2025年3月31日をもって、渡辺潤一氏、市川和弘氏、Andrea Zoeckler氏は執行役員を退任し、吉田佳史氏は専門役員を退任しました。

注13. 2025年4月1日をもって、繁村治氏、入江有志氏、高倉洋右氏は執行役員に就任し、根村絵美子氏は専門役員に就任しました。

注14. 当社は、監査等委員会を支援する役割を担う監査等特命役員を選任しており、2025年3月31日現在の監査等特命役員の状況は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
溝 口 芳 弘	監査等特命役員	監査等委員会室長

4.2 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である嶋本正氏、山内雅喜氏、三宅香氏、川名政幸氏、村越進氏、大塚美智子氏および丸本明氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

4.3 補償契約の内容の概要

当社は、以下の内容を概要とする補償契約を締結しております。

(1) 会社役員の氏名

小川恭範氏、阿部栄一氏、吉田潤吉氏、吉野泰徳氏、嶋本正氏、山内雅喜氏、三宅香氏、川名政幸氏、村越進氏、大塚美智子氏、丸本明氏

(2) 補償契約の内容の概要

会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償の要否およびその範囲等については、取締役会が判断を行うこととしております。

4.4 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

(1) 被保険者の範囲

- ①当社の取締役、執行役員、専門役員および監査等特命役員
- ②国内子会社の取締役および監査役
- ③当社および国内子会社の管理職従業員
- ④会社の要請または指示に基づき、当社および国内子会社以外の法人において役員の地位にある個人
- ⑤当社および国内子会社

(2) 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は当社負担としており、被保険者の実質的な負担割合はありません。

(3) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金および訴訟費用等）について填補されます。

(4) 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

違法な私的利害供与、犯罪行為等に起因する損害について填補されない旨の免責条項が付されております。

4.5 取締役の報酬等

(1) 報酬等の総額

(単位：百万円)

役員区分	支給人員 (名)	基本報酬 (金銭)	業績連動報酬 賞与 (金銭)	譲渡制限付 株式報酬 (非金銭)	合計
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	10 (4)	162 (44)	39 (一)	40 (一)	242 (44)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	5 (4)	81 (48)			81 (48)
合計	15	244	39	40	324

- 注1. 報酬と株主価値との連動性を高める観点から役員持株会制度を導入しており、任意で基本報酬の一部を当社株式の取得に充てております。なお、取締役会において決定する内規により、自社株式の保有基準を定め、株主の皆様に対して経営への責任姿勢を示すこととしております。
- 注2. 上記の支給額には、2025年6月26日開催の定時株主総会に付議予定の取締役賞与支給議案が承認された場合の取締役賞与39百万円（社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役4名に対する支払予定額）を含めております。
- 注3. 当社は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および持続的な成長と中長期的な企業価値向上へのインセンティブを從来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式報酬制度の概要は下記（2）「決定方針の内容の概要」③に記載のとおりです。
- 注4. 役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みによる業績連動型株式報酬制度につきましては、2022年6月28日開催の定時株主総会において決議された譲渡制限付株式報酬制度の導入をもって、既に付与済みのポイントに係る当社普通株式および当社普通株式の換価分金相当額の金銭の交付および給付が2024年8月20日に完了したため、終了しました。
- 注5. 上記の譲渡制限付株式報酬の支給人員には、業務執行から独立した立場にある監査等委員でない取締役5名（代表権を有さない取締役会長および社外取締役）は含まれておりません。
- 注6. 上記の支給人員数には、2024年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役3名を含めております。
- 注7. 2006年6月23日の定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、2024年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した慰労金支給対象の取締役1名に対して、慰労金24百万円を支払っております。
- 注8. ストックオプションは付与しておりません。

(2) 監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等

当社は、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めております。

＜決定方針の決定方法＞

決定方針については、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する取締役報酬審議会においてその内容を審議したうえで、取締役会において決定しております。

＜決定方針の内容の概要＞

① 基本的な考え方

当社の役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」、業績連動報酬等である「賞与」、および非金銭報酬等である「譲渡制限付株式報酬」から構成されます。なお、業務執行を担当しない役員については、業務執行により独立した立場から、経営全般の監督機能等を果たすという役割に鑑み、「基本報酬」は固定報酬のみを支給しており、「賞与」および「譲渡制限付株式報酬」は支給しておりません。

◆ 業務執行を担当する役員の報酬

- ・当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高め、そのコミットメントを示せるものであること
- ・社内外から優秀な人材の確保およびリテンションが可能な水準設定であること
- ・在任期間中にもてる経営能力を最大限発揮しうるよう、期間業績に対応した待遇であること

- ・役員報酬と当社株式価値との連動性を明確にし、株主との利益共有意識を強化できるものであること
 - ・不正を抑制するための仕組みが組み込まれていること
 - ・報酬の決定プロセスは、透明性・客觀性・公正性の高いものであること
- ◆業務執行を担当しない役員の報酬
- ・経営全般の監督機能等を適切に発揮できるよう、独立性を担保できる報酬構成であること
 - ・社内外から優秀な人材の確保およびリテンションが可能な水準設定であること

②監査等委員でない取締役の個人別の報酬等に係る決定方針および報酬等の額に対する割合の決定方針

- ・報酬等の内容・割合および割合の決定に関する方針の概要

報酬の種類	内容	割合および 割合の決定に関する方針
基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・役位および業務委嘱・業務委任内容等の役割の大きさ（以下「役割グレード」という。）に応じて決定される固定の金銭報酬 <ul style="list-style-type: none"> ・報酬は、在任期間中、毎月定期的に支給する。 ・会社の業績、その他の理由により、取締役会において増額または減額措置を講ずることがある。 	<p>基本報酬：45%～55%</p> <p>年間総報酬額（※）に役位および役割グレードに応じた報酬比率を決定することとしております。</p> <p>※各取締役の役位および役割グレードにより算出する。</p>
賞与	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度の業績指標や個人目標の達成度に基づき変動する業績連動の金銭報酬（年1回） ・賞与については、毎年株主総会の決議を経て支給することとしております。 	<p>賞与：25%～30%</p> <p>年間総報酬額に役位および役割グレードに応じた報酬比率を決定することとしております。</p>
株式報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・株主との一層の価値共有を進め、株価上昇および持続的な成長と中長期的な企業価値向上へのインセンティブを従来以上に高めることを目的とした株式報酬（年1回） ・詳細は、「③監査等委員でない取締役の非金銭報酬等に係る決定方針」のとおりです。 	<p>株式報酬：20%～25%</p> <p>年間総報酬額に役位および役割グレードに応じた報酬比率を決定することとしております。</p>

注. 監査等委員でない取締役（代表権を有さない取締役会長および社外取締役を除く）の当連結会計年度における報酬総額の構成比率は、基本報酬が55.8%、賞与が21.8%、株式報酬が22.4%となりました。

◆賞与

【業績指標の内容および選定理由】

短期インセンティブという賞与の性質を考慮し、業績との連動を図ることから、全社ROEを業績指標としております。

【算定方法】

賞与の支給額は、当事業年度末月における各役員の役位および役割グレードにより算出される年間総報酬に役位および役割グレード別の賞与比率を乗じた金額を賞与基準額に全社ROEの目標などの指標値に対する達成度に応じた係数（0%～200%）（※）および個人目標の達成度に応じた係数（±40%）を乗じて算出しております。

※ 係数は、勘案すべき変動要素が生じた場合は取締役報酬審議会にて審議のうえ補正をすることができ、取締役会において決議することとしております。

【業績指標の実績】

業績指標で使用した全社ROEは6.5%です。なお、当該全社ROEは2022年度以降取得分の自己株式を控除して計算しております。

③監査等委員でない取締役の非金銭報酬等に係る決定方針

◆譲渡制限付株式報酬

項目	内容
株式の種類	普通株式（割当契約において譲渡制限を付したもの）
募集方式	自己株式処分
割当対象者	取締役（ただし、社外取締役および監査等委員である取締役などの業務執行から独立した立場にある者ならびに海外居住者は除く）
報酬額の上限	年額 2 億円
上限株式数	20万株
譲渡制限期間	当社の取締役、執行役員または使用人のいずれの地位からも退任・退職する日までの間
株式報酬基礎額	各取締役の役位および役割グレードにより算出される年間総報酬額に、役位に応じた株式報酬比率（20%～25%）ならびに全社ROICおよびサステナビリティ目標等の指標に対する達成度による係数（いずれも80%～120%）（※）を乗じて得た報酬基礎額を、取締役会が定める1株当たりの譲渡制限付株式の価格で除して対象期間の割当株式数を算出することとしております。 ※ 係数は、勘案すべき変動要素が生じた場合は取締役報酬審議会にて審議のうえ補正をすることができる、取締役会において決議することとしております。
報酬支給額の決定	各取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の額は、割当株式数に発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じて算出することとしております。
譲渡制限期間満了以外の譲渡制限解除/無償取得の基本条件	<p>(i) 譲渡制限の内容 譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）当該対象取締役に割当られた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとしております（以下「譲渡制限」という。）。</p> <p>(ii) 譲渡制限付株式の無償取得 譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を無償で取得することとしております。 また、本割当株式のうち、(i)の譲渡制限期間が満了した時点において (iii) の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得することとしております。</p>

謾渡制限期間満了以外の謾渡制限解除/無償取得の基本条件	<p>(iii) 謾渡制限の解除 当社は、謾渡制限付株式の割当を受けた対象取締役が、謾渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、謾渡制限期間が満了した時点をもって謾渡制限を解除することとしております。 ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、謾渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、謾渡制限を解除する本割当株式の数および謾渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整することとしております。</p> <p>(iv) 組織再編等における取扱い 当社は、謾渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、謾渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謾渡制限を解除することとしております。 この場合には、当社は、上記の定めに基づき謾渡制限が解除された直後の時点において、なお謾渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得することとしております。</p>
-----------------------------	--

④監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

当事業年度の報酬額の決定について、透明性および客觀性が確保されたプロセスを経て公正に審査するため、取締役会の決議により、取締役報酬審議会（社外取締役全員：委員長 山内雅喜氏、嶋本正氏、三宅香氏、村越進氏、大塚美智子氏、丸本明氏および代表取締役社長 小川恭範氏の7名で構成）に一任しております。当該権限が適切に行使されるよう、取締役報酬審議会は委員の過半数を社外取締役とし、委員長は委員の互選により社外取締役の中から選任しております。

⑤監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関するその他の重要な事項

当社は、謾渡制限期間中および謾渡制限の解除後において、対象取締役が法令または社内規程等に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合および重大な不正会計や巨額損失等を含む当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、対象取締役に割当てられた本割当株式または謾渡制限が解除された当社普通株式の全部または一部を無償取得することや、本割当株式または謾渡制限が解除された当社普通株式の相当額を支払わせる条項（マルス・クローバック条項）を定めております。

＜当事業年度の監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由＞

取締役会は以下の点を確認し、当事業年度の監査等委員でない取締役の報酬が当該方針に沿うものであると判断しております。

- ・社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する取締役報酬審議会において、公正、透明かつ厳格な答申を経たこと
- ・監査等委員会において、取締役報酬審議会で審議された内容を共有・協議し、株主総会で陳述すべき事項がないとの報告を受けたこと

(3) 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等

当社は、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めております。

＜決定方針の決定方法＞

決定方針については、監査等委員会において決定しております。

＜決定方針の内容の概要＞

当社の監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、監査等委員でない取締役の報酬等の内容および水準等を考慮して決定することとしております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場で経営全般の監督機能等を果たすという役割に鑑み、固定報酬のみの支給としております。また、当該固定報酬の基本的な考え方は、「◆業務執行を担当しない役員の報酬」に記載のとおりであり、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する取締役報酬審議会においてその内容を審議したうえで、取締役会において決定しております。

(4) 取締役の報酬等についての株主総会決議

取締役の報酬等の総額は、過去に開催された株主総会において、次のとおりとすることが決議されています。

役員区分	報酬の種類	株主総会の決議の日	報酬の内容の概要	決議日時点の役員の員数
監査等委員でない取締役	基本報酬	2016年6月28日	月額62百万円以内 (うち社外取締役分は月額10百万円以内)	8名 (うち社外取締役は2名)
	譲渡制限付株式報酬	2022年6月28日	・年額2億円以内 ・年20万株以内	3名
	業績連動型株式報酬 (役員報酬BIP信託)	2016年6月28日	3事業年度を対象として合計500百万円以内、1年あたりの付与ポイント総数の上限は100,000ポイント (1ポイントは当社株式1株)	6名
監査等委員である取締役	基本報酬	2016年6月28日	月額20百万円以内	4名

4.6 社外取締役の主な活動状況

(1) 社外取締役

氏名	取締役会における発言の状況および期待される役割に関して行った職務の概要	取締役会への出席の状況(出席率)
嶋 本 正	経営者としてのコーポレートガバナンスに関する豊富な経験と高い見識に基づき、先進的な情報サービス産業の企業経営に精通した全体経営の観点、DX・ITシステムの観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。	取締役会：13回中13回(100%)
山 内 雅 喜	経営者としての企業経営における高い見識と豊富な経験に基づき、企業経営の根幹に係る組織マネジメントやDX・IT、サステナビリティの観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。	取締役会：13回中13回(100%)
三 宅 香	流通大手企業および脱炭素社会の実現を目指す企業グループにおける豊富な経験と高い見識に基づき、ESG戦略推進の観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。	取締役会：10回中10回(100%)

(2) 社外取締役 監査等委員

氏名	取締役会および監査等委員会における発言の状況ならびに期待される役割に関して行った職務の概要	取締役会および監査等委員会への出席の状況(出席率)
村 越 進	弁護士としての高度な専門的見識および日本弁護士連合会の会長など法曹界における豊富な経験と高い見識に基づき、法律の専門家の観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。	取締役会：13回中13回(100%) 監査等委員会：16回中16回(100%)
大 塚 美智子	公認会計士としての高度な専門的見識および上場企業における社外役員としての経験と高い見識に基づき、財務および会計の専門家の観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。	取締役会：13回中13回(100%) 監査等委員会：16回中16回(100%)
丸 本 明	経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、グローバルかつ自動車産業という別業種の企業経営に精通した経営者の観点から、経営全般にわたる課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。	取締役会：10回中10回(100%) 監査等委員会：11回中11回(100%)

注1. 三宅香氏および丸本明氏の取締役会への出席回数は、2024年6月25日の定時株主総会での選任以降に開催された10回について集計しております。

注2. 丸本明氏の監査等委員会への出席回数は、2024年6月25日の定時株主総会での選任以降に開催された11回について集計しております。

5. 会計監査人の状況

5.1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

5.2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	227	2
連結子会社	37	—
合計	264	2

- 注1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と監査実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 注2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、監査証明業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 注3. 当社は、会計監査人との間で公認会計士法第2条第1項の業務以外に、各種アドバイザリー業務などの対価を支払っております。
- 注4. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社34社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

5.3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適当と監査等委員会が判断する場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査等委員会が、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等の観点から適正な監査の遂行に支障を及ぼすと判断する場合、監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制整備が可能であると判断する場合、またはその他必要と判断する場合には、監査等委員会はその決議により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出することを決定します。

6. 内部統制システム（企業集団における業務の適正を確保するための体制）

6.1 内部統制システムの基本方針

当社の内部統制システムの基本方針の内容は次のとおりです。

当社は、「経営理念」を礎とした「エプソンウェイ」を定め、当社および子会社から成る企業集団（以下「グループ全体」という。）で共有するよう努めている。当社は、「エプソンウェイ」に基づきグループ全体の業務が適正に行われるよう、内部統制システム（グループ全体における業務の適正を確保するための体制）の基本方針を以下のとおり定め、各組織が自ら課題を検出し、自ら解決する姿を目指した内部統制システム（自律分散型の内部統制）を整備する。

（※）「エプソンウェイ」とは、グループ全体の共通の価値観・行動様式である。グループ全体の根幹であり普遍的な考え方である「経営理念・EXCEED YOUR VISION」、経営理念に基づく価値観と行動の拠り所である「企業行動原則」等を総称したものである。

（1）コンプライアンス

- ① グループ全体のコンプライアンスに関する規程を制定し、組織体制等の基本事項を定める。
- ② 取締役会の諮問機関として、常勤の監査等委員を委員長とし、社外取締役および監査等委員により構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス活動の重要事項について随時および定期的に報告を受け審議し、その結果を取締役会へ報告・意見具申する。また、会計監査人および内部監査統括部門の長は、オブザーバーとしてコンプライアンス委員会に出席することができる。
- ③ コンプライアンス担当役員（CCO）を選定し、コンプライアンスにおける業務執行全般を監督・監視する体制とする。また、CCOは、コンプライアンス委員会に対して、コンプライアンスにおける業務執行の状況を定期的に報告する。
- ④ コンプライアンスの推進・徹底は社長指揮のもと、グループ全体に共通するテーマについては本社各主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業の個別のテーマについては、事業部長が担当事業に関する子会社を含めた活動を推進する体制とする。また、コンプライアンス統括部門がコンプライアンス推進全般をモニタリングおよび是正・調整することにより、コンプライアンス活動の網羅性・実効性を高める。
- ⑤ グループ全体のコンプライアンス推進・徹底上の重要事項については、社長の諮問機関であり取締役等で構成する経営会議において法令・社内規程・企業倫理遵守に関する活動の推進状況、重点領域の取り組み状況等について多面的に審議することにより、コンプライアンスの実効性の確保に努める。
- ⑥ グループ全体で、実効性の高い通報制度の整備・運用に努める。従業員がコンプライアンスに反する行為を発見した時は、通報窓口をはじめ、他の各種相談窓口に通報する。また、通報した者が、通報したことを理由として、不利な取り扱いを受けない体制とし、相談・通報事案は、通報者が特定されない形で当社の取締役会、監査等委員会、コンプライアンス委員会および経営会議に報告する。
- ⑦ 社員向けWeb研修等の各種社内教育を、子会社従業員を含めて実施することにより、コンプライアンス意識の浸透に努める。
- ⑧ 社長は、定期的に取締役会にコンプライアンスの執行状況に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。
- ⑨ 反社会的勢力とは一切関わらない旨を定める「企業行動原則」を遵守し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした行動をとることにより関係排除に取り組む。

(2) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 適正な財務報告の作成を重要な課題と認識し、社長の指示のもと、金融商品取引法の要請する評価・報告の範囲に限定することなく、経営として整備が必要と判断した範囲も含め、財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用および評価できる体制を構築する。
- ② 財務報告内部統制の基本規程やその他の規程・基準類を整備し、グループ全体にその遵守を義務づける。
- ③ 財務報告に係る内部統制の構築・整備およびその運用が有効かつ適切に機能していることを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(3) 業務執行体制

- ① 長期ビジョンおよび中期経営計画を策定し、グループ全体の中長期的な目標を明確にする。
- ② 組織管理・職務権限・業務分掌ならびに関係会社管理に関する規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- ③ 執行に携わる者は、取締役会に対して、3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行う。
 - ア. 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項
 - イ. リスク管理の対応状況
 - ウ. 重要な業務執行の状況

(4) リスクマネジメント

- ① グループ全体のリスク管理体制を定める規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法等の基本事項を定める。
- ② グループ全体のリスク管理の総括責任者を社長とし、グループ全体に共通するリスク管理については本社主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業固有のリスク管理については事業部長が担当事業に関する子会社を含めて推進する体制とする。さらにリスク管理統括部門を設置し、グループ全体のリスク管理全般をモニタリングおよび是正・調整し、リスク管理活動の実効性を確保する。

- ③ 会社に著しい影響を与える重要なリスクについて、経営会議においてリスクの抽出・特定・制御活動等について機動的・多面的に審議することにより、リスク管理の実効性の確保に努める。また、重要リスク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制とする。
- ④ 社長は、定期的に取締役会にリスク管理に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。

(5) 企業集団における業務の適正性確保

- ① グループ全体のマネジメントの基本を「商品別事業部制による事業部長の世界連結責任体制と、本社主管機能のグローバル責任体制」とし、事業オペレーション機能を担う子会社の業務執行体制の整備に関する責任は各事業部門の責任者が負い、グループ全体に共通するコーポレート機能等については本社の各主管部門の責任者が責任を負うことにより、グループ全体における業務の適正化に努める。
- ② 関係会社管理に関する規程において、子会社の業務執行の一部について親会社である当社への事前承認または報告事項を定めて義務付けるとともに、一定基準を満たすものについては、当社の取締役会付議事項とすることにより、グループ全体として統制のとれた業務執行体制とする。また、複数の子会社を統括する会社を定めることにより、グループ全体における業務執行の適正化・効率化に努める。
- ③ 内部監査に関する規程に基づき、内部監査部門は、各事業部門および本社の各主管部門による管理・監督機能から独立したモニタリング組織として、グループ全体における内部統制の体制と運用状況に関する監査を実施し、その結果を監査対象先の責任者に通知し、改善を求めるとともに、社長および監査等委員会に対してその内容を適時に報告することにより、グループ全体における業務の適正化に努める。

(6) 職務の執行に関する情報の保存および管理

- ① 職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書管理・稟議・契約書管理に関する規程、その他関連規程に従って行い、全ての取締役は必要な文書等を閲覧できる体制とする。
- ② 情報セキュリティに関する規程に基づき子会社も含めた社内情報について機密度に応じて適切に管理することにより、情報漏洩の防止に努める。

(7) 監査体制

- ① 監査等委員会は監査等委員会の監査等に関する規程に基づき、職務の遂行上必要と判断した場合は、監査等委員でない取締役、執行役員および従業員からヒアリング等を実施することができる。
- ② 監査等委員は経営会議などの執行サイドの重要会議に出席することができ、監査等委員でない取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる体制とする。また、監査等委員会に対し重要決裁書類を定期的に回付する。
- ③ 監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会室を設置する。監査等委員会室長は監査等特命役員とともに、監査等委員会室に専属の従業員を配置する。また、監査等委員会室長および監査等委員会室に属する者は、監査等委員会を補助する職務に関し、監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員でない取締役からの指揮命令を受けないものとし、その人事に関する事項は、監査等委員会の事前の同意を得なければならない。
- ④ 監査等委員会による監査を組織的かつ効率的なものにするため、内部監査部門等と監査等委員会との密接な連携を確保する体制とし、内部監査統括部門の長の任免および人事考課は、監査等委員会の事前の同意を得なければならない。

- ⑤ 監査等委員会は、監査等委員会室の体制および内部監査部門等との連携体制等に関し、監査等委員会による監査の実効性を妨げる事情が認められる場合、代表取締役あるいは取締役会に対してその是正を求めることができる。
- ⑥ 監査等委員会は、内部監査部門から監査結果等について報告を受け、また必要に応じて、内部監査部門に対して具体的指示を行うことができる。なお、内部監査部門に対する監査等委員会と社長の指示が齟齬をきたす場合には、監査等委員会による指示が優先する。
- ⑦ 監査等委員会は監査等委員会の監査等に関する規程に基づき、監査等委員でない取締役、コンプライアンス統括部門およびリスク管理統括部門等から、グループ全体の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧することができる。また、監査等委員会は必要に応じて、子会社の取締役、監査役および内部監査部門等に対し、当該子会社の管理の状況について報告を求めることができる。なお、報告した者が、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない体制とし、報告に基づき代表取締役あるいは取締役会等へ是正等を求める場合であっても、報告者が特定されない形とする。
- ⑧ 監査等委員会は会計監査人との協議を定期的に行い、監査の実効性を高めるよう努める。
- ⑨ 監査等委員会と代表取締役との定期的な会合を持つことにより、監査等委員会が業務執行の状況を直接把握できる体制とする。
- ⑩ 監査等委員の職務執行に必要な費用は、あらかじめ適切に予算を計上する。ただし、緊急または臨時に生じる監査等委員の職務執行に必要な費用については、都度速やかに前払または償還する。

なお、2025年2月21日開催の取締役会の決議により、内部統制システムの基本方針を一部改定しました。主な改定点は次のとおりであり、下線部分が改定箇所です。(施行日：2025年4月1日)

◆リスク管理活動について執行の実効性を落とさずに対応スピードを維持向上させるための改定

(3) 業務執行体制

③ 執行に携わる者は、取締役会に対して、3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行う。

ア. 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項

イ. 重要な業務執行の状況

6.2 内部統制システムの運用状況の概要

当事業年度における、内部統制システムの基本方針に基づく運用状況の概要は次のとおりです。

(1)コンプライアンス

①コンプライアンスが業務執行において適切に執行されていることを監督するコンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンス活動の重要事項および通報制度の運用・通報状況について報告を受け審議を行い、その結果を取締役会へ報告および意見具申しております。コンプライアンス活動の重要事項については、具体的には、コンプライアンスマニタリング結果、個別のコンプライアンス事案、およびグローバルコンプライアンス活動に関する審議を行っております。

②コンプライアンス活動およびリスク管理活動の推進状況については、重要事項の審議機関である経営会議において、定期的に報告および審議を行ったうえ、取締役会にも報告しております。

③通報制度として、通報窓口を設置するとともに、通報制度に関する規程を整備し、通報の匿名性の確保、通報情報の管理および通報者への不利益行為の禁止等、通報制度の守るべき事項を定めております。通報窓口については、当社および国内・海外の子会社の役員、従業員、および派遣社員（以下「従業員等」）ならびに取引先が通報できる通報窓口を、当社内、子会社内または外部業者に設置しております。具体的には、当社および国内の子会社については、各社の従業員等が通報できる窓口である「エプソン・ヘルpline」（内部通報窓口および外部業者に連絡する外部通報窓口）および取引先が通報できる取引先通報窓口を設置する等しております。また、海外の子会社については、各社の従業員等が通報できる内部通報窓口および取引先が通報できる取引先通報窓口を各社に設置することに加え、海外の子会社の経営層のコンプライアンス問題に関する通報を受け付ける「Epson Executive Compliance Hotline（グローバル通報窓口）」を当社に設置しております。当社および子会社における通報状況は、通報者が特定されない形で、定期的に取締役会、監査等委員会、コンプライアンス委員会、および経営会議に報告しております。なお、当事業年度において、以上の通報窓口のうち、当社が設置する通報窓口では144件の通報を受け付け、対応しております。

④グループ全体のあるべき姿を示した「経営理念」を実現する行動原則であり、16の言語に翻訳し周知している「企業行動原則」を制定しております。合わせて、その読み解きである「エプソングローバル社員行動規範」をグループ社員に周知しております。

⑤グループ社員のコンプライアンス意識の向上のために、10月をコンプライアンス月間としております。CCO

および各事業部門・各子会社の代表者がメッセージを発信したほか、グループ社員が「企業行動原則」・「エプソングローバル社員行動規範」を再確認する機会としました。また、CCOを補佐する地域CCO(R-CCO)を各地域に設置のうえ、グループ全体で共通の目標水準を設定し、アセスメントに基づく改善活動等、コンプライアンスレベルを引き上げる活動に取り組んでおります。

⑥コンプライアンスの意識向上と具体的な業務推進を目的として、CS・品質、環境、貿易管理等の月間・強化活動を通じて、責任者からのメッセージ発信やeラーニングを実施し、グループ社員のコンプライアンス意識向上を図っております。

(2)財務報告の適正性を確保するための体制

①財務報告内部統制の評価は、一般に公正妥当と認められる評価基準に準拠し実施しております。
②金融商品取引法の要請する評価・報告の範囲の事業部および子会社においては、財務報告内部統制の整備状況・運用状況を自己評価する「自律分散型評価体制」で評価し、グループ全体のJ-SOX主管部門がその評価結果の有効性を保証する体制で評価を実施しております。それ以外の経営が必要と判断した範囲の事業部および子会社においても、毎年、財務報告内部統制の自己評価を実施しております。このように、事業部および子会社が主体的に財務報告内部統制のPDCAを継続的に実施しており、グループ全体で財務報告の適正性の確保に努めております。

(3)業務執行体制

①社会におけるエプソングループの存在意義・志を示した「パーパス」のもと、長期ビジョン「Epson 25 Renewed」の実現に向けて、事業計画の推進を行っております。
②取締役会を13回開催し、業績に関する事項、リスク管理の対応状況、および重要な業務執行の状況について報告および審議を行っております。なお、取締役会以外の場において、経営重要テーマ検討の初期段階で、社外取締役を含めた取締役会メンバーによるフリーディスカッションができる仕組みを導入し、取締役会の戦略機能の充実を図っております。
③職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するため、組織的、効率的かつ健全な会社運営を図るべく、組織管理・職務権限・関係会社管理等に関する規程・基準を整備しております。特に、グループマネジメントの基本事項を含む重要な規程は、グループ各社で共通の運用をしております。

(4)リスクマネジメント

①グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクを全社重要リスク、事業に重大な影響を及ぼすリスクを事業重要リスク、子会社の経営に重大な影響を及ぼすリスクを関係会社重要リスクとして、それぞれ特定し、その制御計画の作成および制御活動を実施しております。また、その実施状況について、全社重要リスクについては四半期毎、事業重要リスクと関係会社重要リスクについては半期毎に経営会議および取締役会に報告しております。
②重要リスク発現時の初動対応手順として危機管理プログラムを整備しております。重要リスク発現時には危機管理プログラムに従って社長を委員長とする危機管理委員会を立ち上げ、初動対応を行っております。ま

た、危機管理委員会対処事例については、四半期毎に経営会議および取締役会に報告しております。

(5)企業集団における業務の適正性確保

①関係会社管理に関する規程に従い、子会社の業務執行の一部について、当社の事前承認または当社への報告がなされております。また、一定基準を満たす投資等については、当社取締役会にて審議のうえ、決議されております。

②当社内部監査部門は、内部監査に関する規程に基づいて当社事業部門、本社部門および子会社等の監査を計画しました。それぞれの監査では「自律分散型」の内部統制を促進すべく、監査対象先による事前の自己診断を導入し、リスク分析を行ったうえで実地監査を実施しております。これらにより17件の監査を実施するとともに、以前に実施した監査で検出された要改善事項の改善状況を確認するフォローアップ監査を実施しております。それらの結果は当社代表取締役社長および監査等委員会に定期報告され、統制上必要とされる対応が図られております。なお内部監査部門は監査品質のアシュアランスと改善のプログラムを作成・維持し、「内部監査の専門職的実施の国際基準」(IIA基準)に準拠した内部監査を実施しており、その準拠性については定期的自己評価および外部評価を実施しております。

(6)職務の執行に関する情報の保存および管理

職務の執行に係る情報は、文書管理・情報セキュリティー等に関する規程に従って保存および管理しており、監査等委員を含む取締役は必要な情報を閲覧できる体制となっております。

(7)監査体制

①常勤監査等委員および監査等委員会室長は、経営会議等の重要な会議に出席し職務の執行状況を確認しております。また、重要決裁書類の回付を受けて点検しております。

②監査等委員会の職務を補助する監査等委員会室を設置しております。

③監査等委員会は、監査等委員ではない社外取締役も含めて代表取締役との定期的な会合を行っております。

④監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査進捗および監査結果報告等の協議を会計監査人と定期的に行っております。また、常勤監査等委員および補助者は必要に応じて会計監査人の監査に同行して監査の実効性を高めるよう努めております。なお、監査等委員会では会計監査人の選解任・不再任の参考情報として、毎年、国内の四大監査法人が公開している情報を検証しております。

⑤監査等委員会は期首に内部監査部門の監査計画を確認し、四半期毎に内部監査部門から定期報告を受けました。報告の際には会計監査人も同席し、情報共有を行っております。常勤監査等委員は、内部監査部門から月1回内部監査結果の報告を受けることで、グループ全体の管理の状況について確認を行っております。また、常勤監査等委員および補助者は必要に応じて内部監査に同行して監査の実効性を高めるよう努める等、内部監査部門と監査等委員会とは密接に連携しております。

⑥監査等委員会は、監査等委員でない取締役・執行役員等、国内外の主要子会社の取締役・監査役および内部監査部門にヒアリングを行い、グループ全体の管理の状況について説明を受けております。また、常勤監査等委員は、コンプライアンス統括部門、リスク管理統括部門、本社主管部門、および国内子会社監査役等か

らも定期的に報告を受け、管理の状況について確認を行っております。

⑦監査等委員の職務執行に必要な費用についてはあらかじめ適切に予算を計上し、緊急または臨時に生じた必要な費用も含め、当社は速やかに費用支払いを行いました。

⑧なお当社では、常勤監査等委員、内部監査部門、コンプライアンス統括部門、リスク管理統括部門および監査等委員会室が定期的に意見交換を行い、グループ全体のリスク認識等について審議・共有を行う等、各組織が連携し一体となって、内部統制システムの整備・運用状況の確認とさらなる充実を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めております。

7.1 基本方針

当社のあらゆる企業活動の中心にはパーパスがあります。当社が社会に対してどのような価値を提供する存在であるかを定めるとともに、当社ならではの存在意義と志を社内外に示すため、2022年9月にパーパス「『省・小・精』から生み出す価値で人と地球を豊かに彩る」を制定しました。そして、当社は、グループの価値観・行動様式を定めた「エプソンウェイ」の普遍的な考え方である経営理念を礎とし、ビジョンによりパーパスを実現することで社会へと新しい価値を提供します。これにより、将来にわたって持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案（以下「大量取得行為」といいます。）に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

もっとも、当社株式の大量取得行為に応じるか否かの株主の皆様のご判断は、適切に行われる必要があり、そのためには、当社株式の大量取得行為を行おうとする者および当社取締役会の双方から、株主の皆様に必要な情報や意見等が提供されるとともに、それらを検討するために必要な時間が確保される必要があると考えております。

なお、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業内容や企業価値の源泉を十分に理解するとともに、役職員が一体となって価値創造にむけて取り組むこと、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維持・獲得していくことの重要性を理解する者であることが必要と考えております。

7.2 基本方針の実現に資する取り組みの概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、将来にわたって追求するありたい姿として設定した「持続可能でこころ豊かな社会の実現」に向け、「Epson 25 Renewed」を策定しています。

この長期ビジョンの下、当社は、常に社会課題を起点として、その解決に向けて私たちに何ができるか、私たちの技術を使ってどう課題解決し、社会に貢献できるか、という発想でビジネスを展開してまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上する観点から、当該大量取得行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めたうえで、当該大量取得行為に対する当社取締役会の意見等を開示することで、株主の皆様が当該大量取得行為の是

非を検討するために必要な期間および情報の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

7.3 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記の取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するためのものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、上記の基本方針に沿うものであります。さらに、これらの取り組みは、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

第 83 期

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

附属明細書(事業報告関係)

セイコーホームズ株式会社

1. 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

事業報告「4. 会社役員に関する事項」「4. 1 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）」に記載のとおりです。

以上

第83期

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

会社法第444条第1項に基づく
連 結 計 算 書 類
および
会社法第435条第2項に基づく
計 算 書 類

セイコーエプソン株式会社

○目次

■連結計算書類

連結財政状態計算書	P 1
連結包括利益計算書	P 2
連結持分変動計算書	P 3
(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書	P 4
連結注記表	P 5

■計算書類

貸借対照表	P 26
損益計算書	P 27
株主資本等変動計算書	P 28
個別注記表	P 29

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額	科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
【資 産 の 部】			【負 債 の 部】		
流動資産	880,855	933,487	流動負債	444,117	372,395
現金及び現金同等物	267,000	328,481	仕入債務及びその他の債務	158,085	159,827
売上債権及びその他の債権	210,091	212,781	未払法人所得税	17,345	8,279
棚卸資産	369,781	358,189	社債、借入金及びリース負債	80,214	29,688
未収法人所得税	11,276	10,116	その他の金融負債	1,471	2,731
その他の金融資産	2,451	1,995	引当金	13,228	12,703
その他の流動資産	20,254	21,923	その他の流動負債	173,772	159,163
非流動資産	575,605	479,606	非流動負債	207,451	229,564
有形固定資産	379,712	377,333	社債、借入金及びリース負債	144,494	175,095
のれん及び無形資産	122,417	27,066	その他の金融負債	5,362	5,256
投資不動産	1,110	1,103	退職給付に係る負債	15,765	13,836
持分法で会計処理されている投資	2,185	2,244	引当金	11,356	8,856
退職給付に係る資産	177	4,543	その他の非流動負債	20,880	17,365
その他の金融資産	23,990	29,369	繰延税金負債	9,592	9,154
その他の非流動資産	5,522	1,827	負債合計	651,569	601,960
繰延税金資産	40,490	36,117	【資 本 の 部】		
資産合計	1,456,461	1,413,094	親会社の所有者に帰属する持分	804,752	810,992
			資本金	53,204	53,204
			資本剰余金	83,904	84,042
			自己株式	△70,260	△55,455
			その他の資本の構成要素	165,194	172,175
			利益剰余金	572,710	557,025
			非支配持分	139	141
			資本合計	804,891	811,134
			負債及び資本合計	1,456,461	1,413,094

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結包括利益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
売上収益	1,362,944	1,313,998
売上原価	△869,917	△857,331
売上総利益	493,026	456,666
販売費及び一般管理費	△403,437	△391,945
その他の営業収益	4,494	2,497
その他の営業費用	△18,975	△9,685
営業利益	75,108	57,533
金融収益	6,180	15,252
金融費用	△2,900	△2,714
持分法による投資損益（△は損失）	7	23
税引前利益	78,395	70,094
法人所得税費用	△23,214	△17,473
当期利益	55,181	52,620
親会社の所有者に帰属する当期利益	55,177	52,616
非支配持分に帰属する当期利益	3	4
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目	△2,986	6,421
確定給付制度の再測定	△2,680	3,392
資本性金融商品の公正価値の純変動	△306	3,029
純損益に振り替えられる可能性のある項目	△4,194	50,283
在外営業活動体の換算差額	△4,472	49,580
キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分	293	637
持分法適用会社に対する持分相当額	△15	64
税引後その他の包括利益合計	△7,181	56,704
当期包括利益合計	47,999	109,325
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	48,000	109,308
非支配持分に帰属する当期包括利益	△1	16

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				確定給付制度 の再測定	資本性金融 商品の公正価値 の純変動	在外営業 活動体の 換算差額
2024年4月1日 残高	53,204	84,042	△55,455	—	8,159	164,605
当期利益	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	△2,680	△306	△4,483
当期包括利益合計	—	—	—	△2,680	△306	△4,483
自己株式の取得	—	—	△30,022	—	—	—
自己株式の消却	—	△175	15,100	—	—	—
配当金	—	—	—	—	—	—
株式報酬取引	—	37	116	—	—	—
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	—	—	—	2,680	△2,484	—
所有者との取引額等合計	—	△138	△14,805	2,680	△2,484	—
2025年3月31日 残高	53,204	83,904	△70,260	—	5,368	160,122

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計		
	その他の資本の構成要素		合計				
	キャッシュ・ フロー・ヘッジの 有効部分	合計					
2024年4月1日 残高	△589	172,175	557,025	810,992	141 811,134		
当期利益	—	—	55,177	55,177	3 55,181		
その他の包括利益	293	△7,176	—	△7,176	△4 △7,181		
当期包括利益合計	293	△7,176	55,177	48,000	△1 47,999		
自己株式の取得	—	—	—	△30,022	— △30,022		
自己株式の消却	—	—	△14,924	—	—		
配当金	—	—	△24,372	△24,372	△0 △24,373		
株式報酬取引	—	—	—	153	— 153		
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	—	195	△195	—	—		
所有者との取引額等合計	—	195	△39,493	△54,241	△0 △54,242		
2025年3月31日 残高	△296	165,194	572,710	804,752	139 804,891		

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位:百万円)

科 目	金 額	前期金額	科 目	金 額	前期金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			投資活動によるキャッシュ・フロー		
当期利益	55,181	52,620	投資有価証券の取得による支出	△1,092	△1,371
減価償却費及び償却費	72,142	68,682	投資有価証券の売却による収入	5,708	1,004
減損損失及び減損損失戻入益 (△は益)	1,256	1,339	有形固定資産の取得による支出	△59,369	△49,570
金融収益及び金融費用 (△は益)	△3,280	△12,537	有形固定資産の売却による収入	621	404
持分法による投資損益 (△は益)	△7	△23	無形資産の取得による支出	△10,897	△7,023
固定資産除売却損益 (△は益)	92	532	無形資産の売却による収入	13	15
法人所得税費用	23,214	17,473	投資不動産の売却による収入	88	—
売上債権の増減額 (△は増加)	3,500	4,370	子会社の取得による支出	△85,483	—
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△15,780	71,097	その他	△375	△2,440
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,562	△7,921	投資活動によるキャッシュ・フロー	△150,787	△58,981
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1,648	663	財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他	17,241	△10,957	短期借入金の純増減額 (△は減少)	△567	502
小計	157,773	185,340	長期借入金の返済による支出	△9,000	—
利息及び配当金の受取額	6,187	4,931	社債の発行による収入	39,823	—
利息の支払額	△1,543	△1,821	社債の償還による支出	△10,000	△30,000
法人所得税の支払額	△24,341	△22,879	リース負債の返済による支出	△10,989	△10,033
営業活動によるキャッシュ・フロー	138,075	165,570	配当金の支払額	△24,372	△25,862
			非支配持分への配当金の支払額	△0	△0
			自己株式の取得による支出	△30,022	△1
			財務活動によるキャッシュ・フロー	△45,129	△65,395
			現金及び現金同等物の為替変動による影響	△3,640	19,907
			現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△61,481	61,100
			現金及び現金同等物の期首残高	328,481	267,380
			現金及び現金同等物の期末残高	267,000	328,481

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社および当社の関係会社（以下「エプソン」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRS会計基準により求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結子会社の数	85社
持分法適用関連会社の数	3社

詳細は、事業報告「1.10 重要な親会社および子会社の状況（2）重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

（連結子会社の変動理由）

（増加9社）

新規設立によるもの1社

Epson Global Reinsurance, Inc.

株式の新規取得によるもの8社

Fiery, LLCおよびその子会社7社

（減少2社）

清算によるもの2社

Epson Surface Engineering (Zhenjiang) Co., Ltd.

Orient Watch (Shenzhen) Ltd.

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

一部の在外連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 当初認識および測定

金融資産は、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しております。ただし、当初認識後の測定（事後測定）において純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の当該取引費用は、純損益として認識しております。

金融資産は、当該金融商品の契約条項の当事者になった取引日に当初認識しております。

(ii) 分類および事後測定

金融資産は、当初認識時に、事後測定において償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のいずれかに分類しております。

(a) 次の条件がともに満たされる金融資産は、償却原価で測定するものに分類しております。

1)当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。

2)金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(b) 次の条件がともに満たされる金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに分類しております。

1)当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。

2)金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(c) 上記を除く金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定するものに分類しております。

ただし、資本性金融商品のうち、売買目的保有でないなど特定の投資でその他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合あるいは公正価値が著しく下落した場合にはその他の包括利益に累積された利得または損失を利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの受取配当金については各連結会計年度の純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合に認識を中止しております。

(iv) 減損

金融資産に係る減損については、予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

エプソンは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

ただし、営業債権、契約資産およびリース債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

- (a) 一定範囲の生じうる結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- (b) 貨幣の時間価値
- (c) 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

減損が認識された金融資産の帳簿価額は貸倒引当金を通じて減額し、減損損失を純損益として認識しております。減損認識後に生じた事象により減損損失が減少する場合は、当該減少額を貸倒引当金を通じて純損益に戻入れております。

② デリバティブ

エプソンは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）等のデリバティブを利用してあります。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの利得または損失は、純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび在外営業活動体の純投資ヘッジの有効な部分は、その他の包括利益として認識しております。

③ 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、および棚卸資産が現在の場所および状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでおります。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除して算定しております。

（2）資産の減価償却または償却の方法

① 有形固定資産（使用権資産を除く）

各資産は、土地等の減価償却を行わない資産を除き、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物：10～35年
- ・機械装置及び運搬具：4～17年

なお、見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更の影響は将来に向かって認識しております。

② 無形資産

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却を行っております。

耐用年数を確定できる無形資産の主な見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア：3～8年
- ・顧客関連資産：10～16年
- ・技術資産：9年

なお、見積耐用年数および償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更の影響は将来に向かって認識しております。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能でない無形資産については、償却を行っておりません。

③ 使用権資産

使用権資産は、通常、リース期間にわたって定額法で減価償却を行っております。

④ 投資不動産

投資不動産は、土地等の減価償却を行わない資産を除き、見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。減価償却を行う投資不動産のうち主要な投資不動産の見積耐用年数は35年であります。

なお、見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更の影響は将来に向かって認識しております。

(3) 引当金の計上基準

エプソンは、過去の事象の結果として現在の法的債務または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高くかつ当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、債務を決済するために要すると見積られた支出の現在価値で測定しております。

(4) 退職後給付に係る会計処理の方法

エプソンは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を有しております。エプソンは、確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎連結会計年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した連結会計年度末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付負債（資産）の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の純額を資産上限額に制限することによる影響の調整を含む）を控除して算定しております。確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、純損益として認識しております。

確定給付負債（資産）の純額の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、制度改訂または縮小が発生した時、あるいは関連するリストラクチャリング費用または解雇給付を認識した時のいずれか早い期において、純損益として認識してお

ります。

確定拠出制度に支払うべき掛金は、純損益として認識しております。

(5) 収益の計上基準

エプソンは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

エプソンは、プリンティングソリューションズ事業、ビジュアルコミュニケーション事業、マニュファクチャリング関連・ウェアラブル事業に係る製品の製造、販売を主な事業としており、こうした製品の販売については、通常は製品の引渡時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、エプソンの履行義務が充足されるため、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から、値引、割戻等を控除した金額で測定しております。なお、顧客との契約において複数の履行義務が含まれる場合においては、個々の製品の独立販売価格に基づいて取引価格を配分しております。独立販売価格が直接的に観察可能でない場合は、個々に販売された場合における販売価格を見積り、それらに基づき取引価格を配分しております。

(6) 外貨換算の方法

エプソンの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場またはそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産および負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算および決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、在外営業活動体（海外子会社等）に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産および負債は連結会計年度末日の直物為替相場により、収益および費用は取引日の直物為替相場またはそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、その他の包括利益として認識していた当該在外営業活動体に関連する累積換算差額を、処分した期の純損益として認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

エプソンは、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係ならびにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的および戦略を公式に指定し、文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目また

は取引、ヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法等を含んでおります。これらのヘッジは、公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するうえで非常に有効であることが見込まれますが、指定した財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するためには、継続的に評価しております。

エプソンは、ヘッジ会計の要件を満たすヘッジ関係を以下のように分類し、会計処理しております。

① 公正価値ヘッジ

デリバティブの利得または損失は、純損益として認識しております。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得または損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益として認識しております。

② キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得または損失のうち、ヘッジ対象に対して有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識し、有効でない部分は、純損益として認識しております。その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として振り替えております。

予定取引または確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に計上しております。

③ 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジについては、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得または損失のうち、ヘッジ対象に対して有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識し、有効でない部分は、純損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益に累積された利得または損失を純損益に振り替えております。

(8) のれんに係る会計処理の方法

企業結合により取得したのれんは、取得日時点で認識し、減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

のれんは、償却を行わず、事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年および減損の兆候がある場合にはその時点で減損テストを実施しております。のれんについて認識した減損損失は、純損益として認識し、以降の期間において戻入れを行っておりません。

会計上の見積りに関する注記

エプソンの連結計算書類は、収益および費用、資産および負債の測定ならびに連結会計年度末日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積りおよび仮定を含んでおります。これらの見積りおよび仮定は過去の実績および連結会計年度末日において合理的であると考えられるさまざまな要素を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積りおよび仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積りおよび仮定は経営者により継続して見直されております。これらの見積りおよび仮定の見直しによる影響は、その見積りおよび仮定を見直した期間およびそれ以降の期間において認識しております。

見積りおよび仮定のうち、エプソンの連結計算書類で認識する金額に重要な影響を与える見積りおよび仮定は、以下のとおりであります。

(1) 非金融資産の減損

エプソンは、有形固定資産、のれん、無形資産、投資不動産および使用権資産（以下「資産」という。）について、回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候がある場合または資産の減損テストを毎年行う必要がある場合、減損テストを実施しております。

減損テストは、資産または資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上することとなります。回収可能価額は、資産または資金生成単位の処分費用控除後の公正価値または使用価値のいずれか高い金額で算定しており、その算定に際しては、資産の耐用年数や将来キャッシュ・フロー、割引率等について一定の仮定を設定しております。使用価値は、見積り将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、売上成長率、売上総利益率等の仮定を含めた、経営者によって承認された事業計画等を基礎としております。事業計画等の策定以降の期間において見積りを要する場合には、将来の不確実性を考慮して長期成長率等を設定しております。なお、当該将来キャッシュ・フローには、資産または資金生成単位の処分により受け取る正味のキャッシュ・フローも含めております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度において計上した有形固定資産（使用権資産を含む）、のれん及び無形資産、投資不動産の金額は、それぞれ379,712百万円、122,417百万円、1,110百万円であり、減損損失の金額は1,256百万円であります。

(2) 退職後給付

エプソンは、確定給付型を含むさまざまな退職後給付制度を有しております。

これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率などさまざまな変数についての見積りおよび判断が

求められます。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度において計上した退職給付に係る資産の金額は177百万円、退職給付に係る負債の金額は15,765百万円であります。

(3) 引当金

エプソンは、製品保証引当金や資産除去債務等、種々の引当金を計上しております。

これらの引当金は、連結会計年度末日における債務に関するリスクおよび不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上されております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える見積りおよび仮定を含む引当金の主なものは以下のとおりであります。

① 製品保証引当金

将来の製品保証にともなう支出にそなえ、過年度のアフターサービス費の売上高に対する発生率による見積額のほか、支出が具体的に見積り可能な特定事業について、当該見積額を計上しております（当連結会計年度末残高14,853百万円）。

② 資産除去債務

有形固定資産の取得、建設、開発または通常の使用によって生じ、エプソンによる当該有形固定資産の除去費用の支出が要求されているものにそなえ、過去の実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております（当連結会計年度末残高4,036百万円）。

③ 訴訟損失引当金

訴訟中または訴訟のおそれがある案件等の支出にそなえ、損害賠償金・訴訟費用等について、各連結会計年度末において必要と認めた合理的な見積額を計上しております（当連結会計年度末残高580百万円）。

(4) 法人所得税

エプソンは、世界各国において事業活動を展開しており、各国の税務当局に納付することになると予想される金額を、法令等に従って合理的に見積り、未払法人所得税および当期税金費用を計上しております。

未払法人所得税および当期税金費用の算定に際しては、課税対象企業および管轄税務当局による税法規定の解釈や過去の税務調査の経緯等、さまざまな要素を勘案した見積りおよび判断が必要となります。

そのため、計上された未払法人所得税および当期税金費用と、実際に納付する法人所得税の金額が異なる可能性があり、その場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、売上収益の成長見込み等の仮定を含めた事業計画等に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期およびその金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度において計上した法人所得税費用の金額は23,214百万円、繰延税金資産の金額は40,490百万円であります。

(5) 偶発事象

偶発事象は、連結会計年度末日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮したうえで、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示しております。

偶発事象の内容については、「その他の注記 3. 偶発事象」に記載しております。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

売上債権及びその他の債権	975百万円
その他の金融資産（非流動資産）	37百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額

1,200,949百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式	373,573,152株
------	--------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	(注) 12,274百万円	37円	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月1日 取締役会	普通株式	12,102百万円	37円	2024年9月30日	2024年11月29日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、付議します。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	11,852百万円	利益剰余金	37円	2025年3月31日	2025年6月27日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

エプソンは、資金運用については資金の保全を前提としたうえで、安全性および流動性を考慮し、資金効率を最も高められる運用手段を適宜選択しております。また資金調達については、現在、銀行借入および社債等によって行っております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

エプソンは、財務の健全性・柔軟性および資本収益性のバランスある資本構成を維持するため財務指標のモニタリングを行っております。財務の健全性・柔軟性については格付け、資本収益性についてはROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）ならびにROIC（投下資本利益率）を内外環境の変化を注視しながら適宜モニタリングしております。

(2) リスク管理に関する事項

エプソンは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該リスクを回避または低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社財務部門は、主要な財務上のリスク管理の状況について、定期的に当社の経営会議に報告しております。

また、エプソンの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(3) 信用リスク

エプソンの営業活動から生ずる債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、主に、余資運用のためまたは政策的な目的のため保有している株式・債券等は、発行体の信用リスクに晒されております。

さらに、エプソンが為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、これら取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。

エプソンは、債権管理規程に基づき、営業債権について、取引先の信用リスクの発生を未然に防止すべく、与信限度額または取引条件を定めることを原則としております。また、回収懸念の軽減を図るべく日常的に取引先ごとの残高管理を行うとともに、当社財務部門は、定期的に、不良債権の発生とその回収状況を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

エプソンは、余資運用・デリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、資金管理規程に基づき、一定の格付基準を満たす債券等での運用、あるいは高い格付を有する金融機関との取引を基本としております。また、当社財務部門は、定期的に、これらの取引の実績を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

(4) 流動性リスク

エプソンは、借入金、社債等により資金を調達しておりますが、それら負債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

エプソンは、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務部門は、定期的に、手許流動性および有利子負債の状況等を把握・集約し、当社の経営会議に報告しております。エプソンは、適時に資金繰計画を作成・更新することにより、手許流動性を適正に維持し、さらに外部金融環境等も勘案したうえで、流動性リスクを管理しております。

(5) 為替リスク

エプソンは、グローバルに事業を展開していることから、為替変動を起因として、主に以下のリスクに晒されております。

① エプソンの各機能通貨とは異なる通貨による外部取引および、配当の受け渡しを含むグループ内取引の結果、エプソンの各機能通貨建ての損益およびキャッシュ・フローが為替変動の影響を受けるリスク

② エプソンの各機能通貨建ての資本を日本円に換算し連結する際に、エプソンの資本が為替変動の影響を受けるリスク

③ エプソンの各機能通貨建ての損益を日本円に換算し連結する際に、エプソンの損益が為替変動の影響を受けるリスク

①のリスクに対しては、将来キャッシュ・フローを予測した時点または債権債務確定時点において、デリバティブ等を利用したヘッジを行っております。原則として外貨建て営業債権債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用してヘッジしております。②および③のリスクに対しては、原則としてヘッジは行っておりません。

エプソンは、為替変動を起因とする上記リスクを緩和すべく、為替管理規程に基づき、為替相場の現状および見通しに基づいて外国為替ヘッジ方針を策定し、当社の為替管理委員会の管理監督の下で上記ヘッジを実行し、当社財務部門は、定期的にその実績を当社の経営会議に報告しております。

(6) 金利リスク

エプソンの金利リスクは、現金同等物等および有利子負債から生じます。借入金および社債のうち、変動金利によるものは、市場金利の変動による将来キャッシュ・フローの変動の影響を受ける可能性があります。固定金利によるものは、市場金利の変動による公正価値の変動の影響を受ける可能性があります。

エプソンは、市場金利の変動に対応して、金利スワップ取引の利用や、資金調達の変動金利・固定金利の適切な割合調整を行うことで、金利リスクを抑制しております。なお、金利スワップ取引等につきましては、資金管理規程に基づき、財務担当役員による承認を受けたうえで、実行しております。

(7) 市場価格の変動リスク

エプソンは、投資有価証券について、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。

エプソンは、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。なお、短期売買目的で保有する資本性金融商品はなく、政策投資目的で保有しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値は、以下のとおり算定しております。

(デリバティブ)

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(株式および債券)

市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値は、入手可能なデータ等を勘案し、類似企業の直近取引価格および将来キャッシュ・フローを割り引く方法等の評価方法により見積っております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、エプソンの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、固定金利によるものは、当該長期借入金の元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(社債)

当社の発行する社債の公正価値は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

エプソンは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を、各連結会計年度の末日に発生したものとして認識しております。

① 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下のとおりであります。なお、以下の表に表示されていない償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は近似しております。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
償却原価で測定する金融負債					
借入金	39,492	—	39,275	—	39,275
社債	149,696	—	146,972	—	146,972
合計	189,188	—	186,247	—	186,247

借入金、社債には1年以内返済予定または償還予定の残高を含めて表示しております。

② 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	1,265	—	1,265
株式	7,912	—	7,168	15,080
合計	7,912	1,265	7,168	16,346
公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	1,321	—	1,321
合計	—	1,321	—	1,321

当連結会計年度においてレベル1とレベル2の間の振替が行われた金融商品はありません。

レベル3に分類された金融商品の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
期首残高	7,681
利得および損失	
純損益（注）	△16
その他の包括利益	△1,589
購入	1,092
期末残高	7,168

(注) 連結包括利益計算書の「その他の営業収益」および「その他の営業費用」に含まれております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

セグメント別の売上収益を、事業別に分解しています。これらの分解した売上収益とセグメント別の売上収益との関連は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
	売上収益
プリンティングソリューションズ事業セグメント	980,148
オフィス・ホームプリンティング事業	680,478
商業・産業プリンティング事業	299,760
事業間売上収益	△89
ビジュアルコミュニケーション事業セグメント	203,782
マニュファクチャリング関連・ウェアラブル事業セグメント	181,463
マニュファクチャリングソリューションズ事業	22,093
ウェアラブル機器事業	39,348
マイクロデバイス事業 他	103,701
PC事業	20,722
事業間売上収益	△4,401
その他（注1）	△2,450
合計	1,362,944
顧客との契約から認識した収益	1,357,525
その他の源泉から認識した収益（注2）	5,418

(注1) 「その他」には、セグメントに帰属しない売上収益およびセグメント間取引消去が含まれております。

(注2) 「その他の源泉から認識した収益」には、IFRS第16号に基づくリース収益等が含まれております。

エプソンは、プリンティングソリューションズ事業、ビジュアルコミュニケーション事業、マニュファクチャリング関連・ウェアラブル事業に係る製品の製造、販売を主な事業としており、こうした製品の販売については、通常は製品の引渡し時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、エプソンの履行義務が充足されるため、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。一部の製品において機器の設置や据付等の作業を伴う場合がありますが、そうした場合は当該作業が完了し顧客の受け入れが得られた時点で、エプソンの履行義務

務が充足されると判断し、当該時点での収益を認識しております。

また、エプソンは、製品販売時に延長保証等の保守に関するオプションを提供しております。こうした保守契約については、履行義務が時の経過について充足されると判断しており、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。

なお、当該製品の販売にかかる取引の対価を製品の引渡し前に前受金として受領する場合や当該保守契約にかかる取引の対価を締結時に一括で前受けにより受領している場合等について、履行義務が充足するまで契約負債を認識しております。

エプソンは、顧客である販売代理店等に対し、所定の目標の達成等を条件としたリベート等を付けて販売する場合がありますが、その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からリベート等の見積りを控除した金額で算定しております。なお、リベート等の見積りは、過去の傾向や直近の情報などに基づく合理的な方法により算定しており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

取引の対価は、履行義務の充足後、主として1年以内に、顧客ごとに定める条件に応じ受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権および契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	212,781	210,091
契約負債	30,742	35,045
流動負債	15,364	16,606
非流動負債	15,377	18,439

当連結会計年度において、過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は記載しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	2,512.15円
2. 基本的1株当たり当期利益	168.75円

注. 基本的1株当たり当期利益の算定において、役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、当該株式数（46,297株）を期中平均株式数から控除しております。なお、役員報酬BIP信託については、2024年8月に既に付与済みのポイントに係る交付等が完了したことにもない終了しているため、同信託が所有する期末自己株式はありません。

その他の注記

1. 減損損失

エプソンは、原則として、資産に対応して継続的に収支の把握を実施している管理会計上の事業区分を基準に、資金生成単位をグルーピングしております。処分予定資産（廃棄・売却による処分等が予定されている資産）および遊休資産については、個別に減損の要否を検討しております。

当連結会計年度において認識した減損損失は、主としてマニュファクチャリング関連・ウェアラブル事業セグメントに含まれるマニュファクチャリングソリューションズ事業において、中国を含めた主要販売地域における市場回復の遅れ等により収益性の低下が継続していることから、同事業の事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであり、減損損失777百万円を計上しております。回収可能価額（4,070百万円）は処分コスト控除後の公正価値により測定しております。処分コスト控除後の公正価値は不動産鑑定評価額等に基づいており、公正価値のヒエラルキーはレベル3であります。

2. 企業結合

当社は、2024年12月2日付で、Fiery, LLC（以下、Fiery社）の全持分を同社の株主であるSiris Capital Group, LLCの関連会社およびElectronics For Imaging, Inc.から取得しました。これにより、Fiery社は当社の完全子会社となりました。

（1）企業結合の概要

① 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 Fiery, LLC

事業の内容 デジタル印刷ソフトウェアソリューション

② 取得日

2024年12月2日

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 企業結合を行った主な理由

Fiery社（本社：米国）は、産業・デジタル印刷向けのDFE（注）サーバーをはじめとした印刷向けの包括的なBtoBソフトウェアソリューションおよびサービスを提供する独立系大手プロバイダーです。

エプソンとFiery社はそれぞれ、オフィス用から商業・産業用まで幅広い顧客のニーズに対応し、デジタル印刷技術により顧客の生産性を最大化する支援を行ってきました。Fiery社のソフトウェア、サーバー、ワークフロー・ソリューションは、エプソンの戦略的ビジョンとハードウェアのリーダーシップを補完するものであり、今後Fiery社とともにデジタル印刷分野の成長を加速させることにより、企業価値の向上を図っていきます。

（注）Digital Front End：印刷データを処理・印刷プロセスを管理するためのソフトウェアおよびハードウェアの総称

⑤ 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする持分取得

(2) 取得日時点における取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値およびのれん

(単位：百万円)

	金額
取得対価の公正価値（現金）	86,170
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	
現金及び現金同等物	687
その他の流動資産	5,664
非流動資産	
有形固定資産	1,816
無形資産（注1）	56,004
その他の非流動資産	8,808
流動負債	△7,016
非流動負債	△16,206
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	49,758
のれん（注2）	36,412

(注1) 無形資産の主なものは、顧客関連資産および技術資産であります。これらの無形資産は、売上成長率、売上総利益率、既存顧客の減衰率、割引率等の仮定に基づいて測定しております。

(注2) のれんの内容は、主に期待される将来の収益力に関連して発生したものであります。なお、当該のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(3) 取得関連費用

当該企業結合に係る取得関連費用として1,404百万円を連結包括利益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(4) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
現金による取得対価	86,170
取得日に受け入れた現金及び現金同等物	△687
子会社の取得による支出	85,483

(5) 業績に与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報および企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の損益情報は、エプソンの連結損益に与える影響額に重要性がないため記載しておりません。なお、当該プロフォーマ情報は監査法人による監査を受けておりません。

3. 偶発事象

重要な訴訟

訴訟については、一般的に不確実性を含んでおり、経済的便益の流出可能性についての信頼に足る財務上の影響額の見積りは困難です。経済的便益の流出可能性が高くない、または財務上の影響額の見積りが不可能な場合には引当金は計上しておりません。

エプソンに係争している重要な訴訟は、以下のとおりであります。

(インクジェットプリンターの著作権料に関する民事訴訟)

当社の連結子会社であるEpson Europe B.V. (以下「EEB」という。) は、2010年6月にベルギーにおける著作権料徴収団体であるLa SCRL REPROBELに対して、マルチファンクションプリンターに関する著作権料の返還などを求める民事訴訟を提起しました。その後、La SCRL REPROBELがEEBを提訴したことにより、これら二つの訴訟は併合され、かかる訴訟の第1審ではEEBの主張を棄却する判決がなされましたが、EEBは、これを不服として上訴する方針です。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額	科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
【資 産 の 部】			【負 債 の 部】		
流動資産	393,556	465,596	流動負債	236,137	198,683
現金及び預金	53,369	70,053	支払手形	3,679	5,692
受取手形	110	206	買掛金	85,343	90,692
売掛金	183,190	167,162	1年内償還予定の社債	40,000	10,000
有価証券	10,000	71,000	1年内返済予定の長期借入金	30,000	9,000
商品及び製品	7,098	6,780	リース債務	94	91
仕掛品	18,240	18,102	未払金	40,656	55,224
原材料及び貯蔵品	29,715	25,239	未払費用	8,315	7,481
短期貸付金	52,523	69,294	未払法人税等	8,479	843
未収入金	29,736	25,749	預り金	1,774	4,189
その他	9,945	12,164	賞与引当金	14,623	11,801
貸倒引当金	△372	△154	役員賞与引当金	24	73
固定資産	458,215	362,052	製品保証引当金	966	615
(有形固定資産)	(172,465)	(168,117)	資産除去債務	445	—
建物	83,188	81,012	その他	1,732	2,977
構築物	3,224	3,293	固定負債	136,385	175,187
機械及び装置	47,388	45,810	社債	110,000	110,000
車両運搬具	101	25	長期借入金	9,500	39,500
工具、器具及び備品	6,596	6,714	リース債務	832	923
土地	26,970	27,176	退職給付引当金	10,661	21,023
建設仮勘定	4,995	4,084	製品保証引当金	328	186
(無形固定資産)	(17,045)	(14,599)	資産除去債務	2,464	2,750
ソフトウェア	15,712	12,739	その他	2,598	803
その他	1,332	1,859	負債合計	372,523	373,871
(投資その他の資産)	(268,704)	(179,335)	【純 資 産 の 部】		
投資有価証券	6,972	12,388	株主資本	476,041	448,086
関係会社株式	220,528	124,852	資本金	53,204	53,204
長期前払費用	3,841	3,039	資本剰余金	84,321	84,409
繰延税金資産	35,847	37,347	資本準備金	84,321	84,321
その他	1,532	1,725	その他資本剰余金	—	88
貸倒引当金	△16	△19	利益剰余金	408,694	365,847
資産合計	851,772	827,648	利益準備金	3,132	3,132
			その他利益剰余金	405,561	362,714
			繰越利益剰余金	405,561	362,714
			自己株式	△70,178	△55,375
			評価・換算差額等	3,207	5,690
			その他有価証券評価差額金	3,490	6,267
			繰延ヘッジ損益	△283	△576
			純資産合計	479,248	453,777
			負債純資産合計	851,772	827,648

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
売上高	981,016	857,780
売上原価	850,107	784,031
売上総利益	130,908	73,749
販売費及び一般管理費	81,990	82,155
営業利益又は営業損失 (△)	48,917	△8,406
営業外収益	56,095	72,119
受取利息及び配当金	52,893	57,040
為替差益	—	12,760
その他	3,201	2,318
営業外費用	11,937	4,022
支払利息	991	585
為替差損	6,953	—
その他	3,992	3,437
経常利益	93,075	59,690
特別利益	4,030	927
固定資産売却益	144	77
投資有価証券売却益	3,885	850
特別損失	2,114	1,032
固定資産売却損	13	4
固定資産除却損	270	122
減損損失	784	808
投資有価証券評価損	1,045	—
子会社株式評価損	—	96
税引前当期純利益	94,991	59,585
法人税、住民税及び事業税	11,129	5,064
法人税等調整額	1,731	198
法人税等合計	12,860	5,263
当期純利益	82,130	54,322

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
2024年4月1日 残高	53,204	84,321	88	84,409	3,132	362,714	365,847
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△24,376	△24,376
当期純利益	－	－	－	－	－	82,130	82,130
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	86	86	－	－	－
自己株式の消却	－	－	△175	△175	－	△14,907	△14,907
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	△88	△88	－	42,846	42,846
2025年3月31日 残高	53,204	84,321	－	84,321	3,132	405,561	408,694

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日 残高	△55,375	448,086	6,267	△576	5,690	453,777
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	－	△24,376	－	－	－	△24,376
当期純利益	－	82,130	－	－	－	82,130
自己株式の取得	△30,001	△30,001	－	－	－	△30,001
自己株式の処分	116	202	－	－	－	202
自己株式の消却	15,082	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	△2,776	293	△2,483	△2,483
事業年度中の変動額合計	△14,802	27,955	△2,776	293	△2,483	25,471
2025年3月31日 残高	△70,178	476,041	3,490	△283	3,207	479,248

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

- 満期保有目的の債券
 - …償却原価法（定額法）
- 子会社株式および関連会社株式
 - …移動平均法による原価法
- その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
 - …時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等
 - …移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

- 時価法

(3) 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法
 - なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物 15～35年
 - 機械及び装置 7～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法
 - なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - ソフトウェア 3～5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れにそなえ、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給にそなえ、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給にそなえ、支給見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

将来の製品保証にともなう支出にそなえ、過年度のアフターサービス費の売上高に対する発生率による額のほか、支出が具体的に見積り可能な特定事業について、当該発生見積額を計上しております。

(5) 訴訟損失引当金

訴訟中または訴訟のおそれがある案件等の支出にそなえ、損害賠償金・訴訟費用等について、当事業年度末において必要と認めた合理的な見積額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付にそなえ、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時より損益処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

4. 収益の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

当社は、プリンティングソリューションズ事業、ビジュアルコミュニケーション事業、マニュファクチャリング関連・ウエアラブル事業に係る製品の製造、販売を主な事業としており、こうした製品の販売については、通常は製品の引渡時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、顧客との契約において複数の履行義務が含まれる場合においては、個々の製品の独立販売価格に基づいて取引価格を配分しております。独立販売価格が直接的に観察可能でない場合は、個々に販売された場合における販売価格を見積り、それらに基づき取引価格を配分しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は当事業年度の損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として時価評価によるヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部における繰延ヘッジ損益として繰り延べております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）等

…入出金外貨額

(3) ヘッジ方針

通貨関連については、ネットティング等の利用によりヘッジ対象外貨額を最小にしたうえで、主として外貨建売上に関わる為替の市場変動リスクを抑えるためを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時およびその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

会計上の見積りに関する注記

当社の計算書類は、収益および費用、資産および負債の測定ならびに事業年度末日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積りおよび仮定を含んでおります。これらの見積りおよび仮定は、過去の実績および事業年度末日において合理的であると考えられるさまざまな要素を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積りおよび仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積りおよび仮定は経営者により継続して見直されております。これらの見積りおよび仮定の見直しによる影響は、その見積りおよび仮定を見直した期間およびそれ以降の期間において認識しております。

見積りおよび仮定のうち、当社の計算書類で認識する金額に重要な影響を与える見積りおよび仮定は、以下のとおりであります。

(1) 関係会社株式の評価

当事業年度において計上した関係会社株式の金額は220,528百万円であります。

市場価格のない関係会社株式は、株式の実質価値と取得価額を比較し、株式の実質価額が著しく下落している場合、当該会社の事業計画に基づく業績を踏まえ回復可能性を評価しております。一部の関係会社株式は、実質価額に当該会社の買収時の企業価値測定において算出された超過収益力等を踏まえて評価しております。超過収益力等の毀損の有無は、将来の事業計画の達成可能性に影響を受けます。

事業計画は、売上成長率、売上総利益率等に基づいて見積もっていますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

当事業年度において計上した有形固定資産、無形固定資産の金額は、それぞれ172,465百万円、17,045百万円であり、減損損失の金額は784百万円であります。

見積りおよび仮定に関する内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (1) 非金融資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(3) 退職後給付

当事業年度において計上した退職給付引当金の金額は10,661百万円であります。

見積りおよび仮定に関する内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (2) 退職後給付」に記載した内容と同一であります。

(4) 引当金

当事業年度末において製品保証引当金1,295百万円を計上しております。

見積りおよび仮定に関する内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (3) 引当金」に記載した内容と同一であります。

(5) 法人税等

当事業年度において計上した法人税等の金額は12,860百万円、繰延税金資産の金額は35,847百万円であります。

見積りおよび仮定に関する内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (4) 法人所得税」に記載した内容と同一であります。

(6) 偶発事象

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (5) 偶発事象」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	666,768百万円
2. 保証債務 関係会社の借入債務に対して次のとおり保証を行っております。 PT. Epson Batam	895百万円
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 短期金銭債権 長期金銭債権 短期金銭債務 長期金銭債務	246,455百万円 0百万円 76,535百万円 732百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	922,227百万円
仕入高	557,080百万円
その他の営業取引	36,158百万円
営業取引以外の取引	54,110百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の総数
自己株式 53,229,249株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
固定資産償却超過額	15,443百万円
棚卸資産評価減	5,849百万円
株式評価減	4,832百万円
賞与引当金	4,460百万円
退職給付引当金	3,302百万円
その他	9,640百万円
繰延税金資産小計	43,528百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,455百万円
評価性引当額小計	△6,455百万円
繰延税金資産合計	37,072百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△724百万円
有形固定資産（資産除去債務）	△364百万円
その他	△136百万円
繰延税金負債合計	△1,225百万円
繰延税金資産の純額	35,847百万円

2. 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.46%から31.36%に変更して計算しております。なお、当該法定実効税率の変更が計算書類に与える影響は軽微であります。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
エプソン販売 株式会社	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	100,296	売掛金	15,864
			必要資金の貸付 (注2)	(注3)	短期貸付金	9,177
秋田エプソン 株式会社	所有 直接100%	当社製品の 製造委託	必要資金の貸付 (注2)	(注3)	短期貸付金	11,100
Epson America, Inc.	所有 間接100%	米州地域統括 会社 当社製品の販売	製品の販売 (注1)	285,279	売掛金	64,591
Epson Europe B.V.	所有 直接100%	欧州地域統括 会社 当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	181,045	売掛金	27,392
Epson Middle East FZCO.	所有 直接100%	当社製品の販売	必要資金の貸付 (注2)	(注3)	短期貸付金	20,605
Epson Precision (Philippines), Inc.	所有 直接100%	当社製品の 製造委託	製品の購入 (注4)	191,543	買掛金	14,363
					未収入金	3,588
PT. Indonesia Epson Industry	所有 直接100%	当社製品の 製造委託	製品の購入 (注4)	177,403	買掛金	15,884
					未収入金	3,382
Epson (China) Co., Ltd.	所有 直接100%	中国地域統括 会社 当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	111,992	売掛金	21,753
Epson Singapore Pte. Ltd.	所有 直接100%	東南アジア地域 統括会社 当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	69,691	売掛金	10,586

取引条件および取引条件の決定方針等

- 注1. 販売価格は、市場価格から適切な販売会社のマージンを控除し、決定しております。
- 注2. 必要資金の貸付および余剰資金の預りは、グループ内の資金貸借制度を制定し、制定したルールのもとで実施しております。
- 注3. 必要資金の貸付および余剰資金の預りは、資金貸借制度のもとで都度資金移動を行っていることから、取引金額欄への記載は行っておりません。
- 注4. 購入価格は、製造原価に製造会社の適正な利益を上乗せし、決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,496.05円
2. 1株当たり当期純利益	251.18円

- 注. 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、当該株式数46,297株を期中平均株式数から控除しております。なお、役員報酬BIP信託については、2024年8月に既に付与済みのポイントに係る交付等が完了したことにもない終了しているため、同信託が所有する期末自己株式はありません。

その他の注記

減損損失

当社は、原則として、資産に対応して継続的に収支の把握を実施している管理会計上の事業区分を基準に、資金生成単位をグルーピングしております。処分予定資産（廃棄・売却による処分等が予定されている資産）および遊休資産については、個別に減損の要否を検討しております。

当事業年度において認識した減損損失は、マニュファクチャリングソリューションズ事業において、中国を含めた主要販売地域における市場回復の遅れ等により収益性の低下が継続していることから、同事業の事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであり、減損損失337百万円を計上しております。回収可能価額は正味売却価額により算定しております。

第 8 3 期

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

会社法第435条第2項に基づく
計算書類の附属明細書

旨

次目

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額	
								百万円	百万円
有形固定資産	建物	344,568 (注2)	9,312 (注1)	1,969 (233)	351,910	268,722	6,774	83,188	3,224
	構築物	20,016	216 (注1)	58 (23)	20,174	16,949	261		
	機械及び装置	372,801 (注3)	12,903 (注1)	6,517 (64)	379,187	331,799	10,384	47,388	
	車両運搬具	307	91 (注1)	20	378	276	15		101
	工具、器具及び備品	56,549	2,610 (注1)	3,543 (39)	55,616	49,019	2,599	6,596	
	土地	27,176	19 (注1)	225 (223)	26,970	—	—	26,970	
	建設仮勘定	4,084 (注4)	19,990 (注5) (注1)	19,080 (186)	4,995	—	—	4,995	
	計	825,503	45,144 (注1)	31,413 (770)	839,233	666,768	20,035	172,465	
	ソフトウェア	35,656	6,032 (注1)	7,578 (4)	34,110	18,397	1,770	15,712	
無形固定資産	その他	15,155	19 (注1)	760	14,415	13,082	432	1,332	
	計	50,812	6,052 (注1)	8,338 (4)	48,525	31,480	2,203	17,045	

(注1) 当期減少額欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

(注2) 建物の当期増加額9,312百万円の内訳は、①広丘事業所(5,280百万円)、②酒田事業所(1,639百万円)、③諏訪南事業所(881百万円)、その他であります。

(注3) 機械及び装置の当期増加額12,903百万円の内訳は、①プリンター製造用(8,979百万円)、②半導体および水晶デバイス製造用(540百万円)、③プロジェクト一製造用(540百万円)、その他であります。

(注4) 建設仮勘定の当期増加額19,990百万円の内訳は、①機械及び装置(8,879百万円)、②建物(酒田事業所4,661百万円、広丘事業所2,884百万円、諏訪南事業所882百万円)、その他であります。

(注5) 建設仮勘定の当期減少額19,080百万円の内訳は、本科目への振替(建物9,366百万円、機械及び装置8,501百万円)、その他であります。

2. 引当金の明細

科 目	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
貸 倒 引 当 金	百万円 174	百万円 217	百万円 2	百万円 389
賃 与 引 当 金	11,801	14,623	11,801	14,623
役 員 賃 与 引 当 金	73	24	73	24
製 品 保 証 引 当 金	802	931	438	1,295
退 職 給 付 引 当 金	21,023	-	10,362	10,661

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	金 額
広 告 宣 伝 費		百万円
販 売 促 進 費	514	2,552
販 売 手 数 料	882	
ア フ タ ー サ ー ビ ス 費	829	
製 品 保 証 引 当 金 繼 入 額	931	
包 装 梱 包 費	235	
運 送 費	653	
役 員 報 酬	284	
給 与 手 当	17,127	
賞 与 引 当 金 繼 入 額	3,866	
退 職 給 付 費 用	3,674	
法 定 福 利 費	493	4,248
福 利 費	661	
減 値 償 却 費	2,629	
賃 借 料	377	
リ ー ス 料	2	
租 税 公 課	2,232	
倉 庫 保 管 料	41	
旅 費 交 通 費	1,039	
消 耗 品 費	504	
研 究 開 発 費	20,021	
交 通 費	40	
寄 付 金	247	
印 刷 費	14	
図 書 費	714	
採 用 費	130	
業 務 代 行 料	6,785	
ソ フ ト ウ エ ア 開 発 費	1,093	
修 繕 料	1,324	
光 熱 費	489	
教 育 訓 練 費	191	
通 信 費	501	
保 險 料	111	
そ の 他	6,541	
合 計	81,990	

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

セイコーポーソン株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 田中卓也
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 見並一
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 金子剛大
業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーポーソン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、セイコーポーソン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

セイコーポーソン株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 田中卓也
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 見並隆一
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 金子剛大
業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーポーソン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31までの第83期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(会社計算規則第120条第1項後段の規定により、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損な

うものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

セイコーエプソン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員

川名政幸

監査等委員

村越進

監査等委員

大塚美智子

監査等委員

丸本明

(注) 監査等委員 村越進、大塚美智子及び丸本明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

山名

松井

大塚

丸本